

予算常任委員会会議録

1 本委員会の開催日時は次のとおりである。

平成28年3月7日(月) 午前9時

2 本委員会の出席委員は次のとおりである。

委員長	常盤 信一 君	副委員長	木野田 誠 君
委員	平原 志保 君	委員	中村 満雄 君
委員	前島 広紀 君	委員	厚地 覺 君
委員	新橋 実 君	委員	塩井川幸生 君
委員	前川原正人 君	委員	時任 英寛 君

3 本委員会の欠席委員は次のとおりである。

なし

4 説明のため出席した説明員は次のとおりである。

総務部長	川村 直人 君	総務部参事	満留 寛 君
危機管理監	徳田 純 君	財政課長	山口 昌樹 君
財産管理課長	池田 宏幸 君	安心安全課長	有満 孝二 君
秘書広報課長	有馬 博明 君	税務課長	谷口 信一 君
収納課長	永重 博章 君	収納課長補佐	萩元 隆彦 君
総務管理G長	出口 竜也 君	人事研修G長	種子島 進矢 君
財政G長	石神 幸裕 君	財産管理G長	脇 伸宏 君
広報広聴G長	上小園 拓也 君	防災G長	八ヶ代 秋吉 君
収納第1G長	新門 勝利 君	収納第2G長	齊藤 学 君
市民税G長	中村 和仁 君	固定資産税G長	江口 元幸 君
財政Gサブリーダー	末増 あおい 君	防災Gサブリーダー	有馬 祐二 君
固定資産税サブリーダー	山元 幸治 君	市民税Gサブリーダー	岩元 勝幸 君
財政G主任主事	堀内 勝幸 君		
企画部長	塩川 剛 君	企画政策課長	堀切 昇 君
行政改革推進課長	橋口 洋平 君	共生協働推進課長	西 敬一朗 君
情報政策課長	西 潤一 君	企画政策課長補佐	藤崎 勝清 君
行革推進G長	森山 勇樹 君	中山間地域活性化G長	西溜 和幸 君
国際交流G長	貴島 信幸 君	電算情報推進G長	椀 敏行 君
統計G長	山口 清行 君	企画政策Gサブリーダー	柳田 謙一郎 君

5 本委員会に出席した委員外議員は次のとおりである。

宮本 明彦 君 植山 利博 君 宮内 博 君

6 本委員会の書記は次のとおりである。

書記 宮永 幸一 君

7 本委員会の所管に係る協議事項は、次のとおりである。

議案第33号 平成28年度霧島市一般会計予算について
議案第34号 平成28年度霧島市国民健康保険特別会計予算について
議案第35号 平成28年度霧島市後期高齢者医療特別会計予算について
議案第36号 平成28年度霧島市介護保険特別会計予算について
議案第37号 平成28年度霧島市交通災害共済事業特別会計予算について
議案第38号 平成28年度霧島市下水道事業特別会計予算について
議案第39号 平成28年度霧島市温泉供給特別会計予算について
議案第40号 平成28年度霧島市水道事業会計予算について

議案第41号 平成28年度霧島市工業用水道事業会計予算について

議案第42号 平成28年度霧島市病院事業会計予算について

8 本委員会の概要は次のとおりである。

「開 会 午前 9時00分」

○委員長（常盤信一君）

それでは、予算常任委員会を開会します。本日は、去る2月23日の本会議で付託されました議案15件のうち、2件の審査を行います。本日の会議は、お手元に配付しました次第書に基づき審査を行いたいと思います。

△ 議案第33号 平成28年度霧島市一般会計予算について

○委員長（常盤信一君）

それでは、まず、議案第33号、平成28年度霧島市一般会計予算について、総括の説明を求めます。

○総務部長（川村直人君）

議案第33号、平成28年度霧島市一般会計予算についての総括につきまして、御説明を申し上げます。本市におきましては、これまで、限られた財源で一定水準の行政サービスを提供していくため、「持続可能な健全な財政」を目指し、「霧島市行政改革大綱（第2次／改定版）」を始めとする各種行財政計画を指針として、社会経済情勢の変化に柔軟に対応しながら、適切な行財政運営に取り組んでまいりました。しかしながら、TPP協定、アジア新興国等の景気の下振れ、人口減少問題や消費税率引き上げなど、国内外の刻々と変化する社会経済情勢により、市税等一般財源の安定的な確保・増収は不透明な状況であり、さらに、新年度からは、平成32年度の地方交付税の合併特例措置の終了に向けて段階的縮減が始まる一方、社会保障関連経費が累増し続けるなど、本市の財政を取り巻く環境は大変厳しい状況にあります。このような中、平成28年度は、「霧島市ふるさと創生総合戦略」本格実施のスタートの年度となりますことから、平成27年度補正予算（第5号）の地方創生加速化交付金事業を皮切りに切れ目のない施策を展開していくほか、「第一次霧島市総合計画」等の実現を目指し、行政評価を活用しながら、基本的な経営方針の徹底、自主財源の確保、事務事業の抜本的見直し、投資的事業の厳選、指定管理者制度等の活用などを進め、一般会計予算の歳入歳出予算の総額を572億5,000万円と致しました。平成27年度当初予算と比較しますと、予算規模で21億5,000万円、3.9%増となりましたが、これは、行財政改革の推進に伴い、人件費や公債費などが減少する一方、本年度完成予定の国分庁舎増築に係る経費や、臨時福祉給付金、こども育成支援費や障がい者福祉費等の社会保障関連経費が増加したことなどによるものでございます。また、経営健全化計画との比較では、予算規模では35億円、財源不足に充当する財政調整基金をはじめとする三基金の取崩額は、9億円それぞれ上回ったものの、一般財源総額及び市債発行額については計画と同額となっております。さらに、年度末における3基金の残高の見込みも計画額より63億円多くなる見通しである一方、市債残高見込額は、計画額より8億円前倒しして減少しておりますことなどから、財政の健全性を確保した予算になっているものと認識しているところでございます。予算の概要や主な一般財源等につきましては、この後、「平成28年度当初予算説明資料」等に基づき各担当課長が御説明申し上げますが、今後も激変する社会経済情勢や複雑多様化する市民のニーズに的確に対応し、市民満足度の向上と健全財政の堅持を両立していくためには、地方交付税の合併特例措置が終了する平成33年度以降も見据えながら、今後、さらに行財政改革を強力に推進していく必要がございますので、議員の皆様の御理解と御協力をよろしくお願い申し上げます。

○財政課長（山口昌樹君）

[予算説明資料に基づき説明]

○税務課長（谷口信一君）

〔予算説明資料に基づき説明〕

○収納課長（永重博章君）

〔予算説明資料に基づき説明〕

○委員長（常盤信一君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入りますが、執行部全般に共通する法制及び財務に関する質疑につきましては、この総括に関する審査のところをお願いをしたいと思います。それでは、質疑はございませんか。

○委員（時任英寛君）

電力自由化の問題について、電力の支出が、総体で2億5,000万円から2億6,000万円くらいになると思います。マスコミ等でも、様々な推計がされておりますけれども、大規模事業者につきましては、従来から自由化というのは認められておりました。本年4月から個人宅もそのような形になりますけれども、光熱水費というか電力費についての検討はどのようなものがなされたか、お聞かせください。

○総務部長（川村直人君）

電気代も、それから燃料、自由化あるいは原油の値下げに伴いまして、そういった光熱水費の経費減というのが見込まれるわけですが、電力につきましては、この一番大きな国分庁舎は、一般質問の際にもお答えしましたけれども、シミュレーションを致しましたが、深夜電力などを活用しているということで、ここについては検討したけれども、実施までには至らなかったということをお説明申し上げました。さらに、一般家庭まで電力自由化になれば、当然、様々な施設におきまして検討しなければならないと考えております。ただ、実際の金額につきましては不透明なところがあること、それから燃料等につきましても、いつまた値上がり転じるかも分かりません。原油などの値上がりで、指定管理者のほうにも余りにも値上げが大きい場合は、その補填も年度末にしたこともございますので、そういった光熱水費、燃料代等につきましては、動向は予想できますけれども、年間を通してどうなっていくかというのは不透明なところがありますので、これまでの査定の方針どおりで、査定は致しているところでございます。

○委員（時任英寛君）

確かに、シビックセンターの件につきましては、電力は、本会議で申されたとおりでございます。ただ教育委員会、学校施設等につきましては、小学校・中学校の電力代だけでも1億5,000万円を超えていくような額でございます。十分な検討が必要かと思っております。それと、航空機燃料譲与税の3,400万円の増については、改定によるものと認識をしてよろしいでしょうか。

○税務課長（谷口信一君）

今、委員の言われたとおり、交付割合の改定によるものということでございます。

○委員（前川原正人君）

先ほどの説明で、新年度からは32年度の地方交付税の合併特例措置の終了に向けて、段階的な縮減が強まっていくんだと。これは目の前に横たわっている問題ですが、その中で、予算説明資料を見ていきますと、要するに地方交付税のほうはどんどん縮減されると。それが、市の財政にとって歳入の見込みというのが当然違ってきたりとか、歳出が多くなれば、バランスが崩れたりとかいうのも分かるわけですが、今後予定されている保育園の民営化とか、老人ホームなどの処分とございますか、そういうのをやっていく中で、今度は基金がどんどん上がっていくというのが、今までの経過だったと思うんですが、28年度を見越したときに、どのような状況になっていくのか、この基金の状況がですね。まだまだ憶測というか、推測は難しい部分があるかもしれませんが、その辺をどのように見ていらっしゃるのか、お聴きをしておきたいと思っております。

○総務部長（川村直人君）

基金の見込みということでございます。予算説明資料の37ページに、基金の状況というのが出て

おります。27年度の見込みで219億7,000万円と、28年度末の見込みで188億5,000万円というようなことで減っていくわけですが、これは当初予算と年度末ですので、また、28年度末に一般財源等で少しでも余裕があれば、いつも申されておりますけれども、特別交付税を低めに見積もっておりますので、この辺が出てくれば、それは積み戻したり、あるいは積み立てたりして基金を、この28年度末よりも増えていくということは考えております。合併特例措置の縮減というのが28年度から始まるわけですが、これも27年度ベースで考えますと、最初は34億から35億円くらい減るのではないかと見込んでおりましたけれども、国のほうでその7割程度は残すというようなこととございますので、それをベースに計算しますと、10億円ぐらいの減にとどまるのではないかとというような予想もいたしているところでございます。私どもと致しましては、この基金はやはりある程度は必要ではないかと考えてはおりますけれども、一方では、御指摘もございました臨時財政対策債を計上いたしておりますので、臨時財政対策債も全額交付税措置されるといってはおりますけれども、この38ページに28年度は18億円の起債をするようにしております。これを借りなければ、さらに一般財源というのは減っていくわけで、なかなか難しいというような財政構造にもなっておりますので、その辺は慎重に対応していきたいというふうに考えております。

○委員（前川原正人君）

今、部長がおっしゃるように、臨時財政対策債の部分については、平成15年ぐらい、13年度からでしたか、本来交付税で責任を持つべきものを、地方にも借金をお願いしますと。その代り元利償還金は、後で交付税の算定の中に入れて返していくんだという背景があったわけですが、一番怖いのは、今の計画というか予定ですけど、2016年度で臨時財政対策債はなくなる方向ではないのかなという、そういう動き等もあるわけです。そうすると、臨時財政対策債が本来、市の財源として有効活用ができたにもかかわらず、今度はその分をどこかで補てんしなければならないということが出てきます。こればかりは、市段階でどういうふうになるであろうというの見込みないし。予測も立てにくいところですが、今年度の歳入の起債見込みも、18億円を地方債として借り入れていくということが出ていますけれども、万が一のことを考えた場合に、財源不足とか、そのために基金を積んでおかないといけないのだという論法になっていくんであるとは思いますが、その辺をどのように分析をしていくのか。そのために、どういう手立てをしていくのかというのが求められていると思うんですが、どのようにお考えなのかお聴きします。

○総務部長（川村直人君）

臨時財政対策債につきましては、今、委員がおっしゃるとおりだと認識しているわけですが、この措置については、国のほうできちんと手当を考えていただきたいと思っております。今後、臨時財政対策債がなくなって、それに代わるものがないと、実際には非常に困るわけでありまして、そのようなこともあり、やはりある程度の基金というのは必要ではないかというふうに考えているわけです。国の責任で、きちっと財源確保をしていただきたいというのは、どこの自治体も思っているわけでありまして、そういうのができなければ、非常に末端の市町村は困るわけですので、きちっと国のほうにはお願いをしていきたいと思っております。

○委員（前川原正人君）

それと、予算説明資料の39ページの中で、いわゆる合併特例債を今後使っていくということで、これも期間が延長になったわけですが、当初の合併特例債の用途については、自主財源を30%は必要だよと。それが一つの担保として、合併特例債を認めましょうということが、今から10年位前でしたか、そういう一つの決まりというか、条件と言うのがあったんですが、これをずっと割っていくと、約30%くらいは、市の持ち金という形のパーセンテージになるんですけれども、この辺のパーセンテージの変更、微々たる少々の変更というのは、若干はあると思うんですが、以前とこの条件というのは変更はないのか、お聴きします。

○財政課長（山口昌樹君）

合併特例債の制度的な問題でございます。合併特例債は、起債でございまして、起債ができる事

業というのは、適債事業ということで決まっております。その決まった対象事業に対しまして、充当率が95%です。交付税の措置率が70%、交付税で元利償還金を70%後年度みますという制度でございます。また、合併特例債につきましては、合併協議会の中で作りましたまちづくり計画の中に登載されている事業について使えるということで、そういう制度の起債でございます。

○委員（前川原正人君）

その制度は、以前と全く変わりはないですねということの確認です。

○財政課長（山口昌樹君）

以前と変わっておりません。

○委員（前川原正人君）

それと、当初予算説明資料の34ページに、物件費が出ているわけですが、この中には臨時職員の賃金等も入り込んでいるわけですが、これは以前から指摘していますように、同一賃金・同一労働ということが本来あるべき姿だと、私たちは認識しているんですが、一つは国の施策がそういうふうになっていないということ等もあるわけですが、28年度の予算の中で、同一賃金・同一労働、一つは制限があって、なかなか難しい部分もあるというふうには思っていますけれども、市行政としてどのような改善策といいますか、少しでもより良くなるような施策というのがあれば、御紹介を頂きたいと思います。

○総務部長（川村直人君）

臨時職員の方々の働く環境の改善、処遇の問題につきましては、これまでも本会議等でもお答えしているわけですが、ずっと据え置いていた単価も上げをしたり、あるいは、遠方の方々の通勤手当に相当する分を値上げをしたりという措置はしてきております。国のほうでも、今、御指摘のようなことが今後、議論されていくだろうと思います。ただ、正規の職員と臨時職員の本来の目的であります職務については、いわゆる補佐的なものとなっておりますので、やはりそういったことを徹底をしていくと。それから、特に日額で働く臨時職員の皆様方は、月に16日くらいの勤務に抑えておりますので、それを1年間に換算しても働く日数が少ないので、そういう補佐的なものになると考えております。今後、私たちも適宜改善に務めていきたいとは考えております。

○委員（新橋 実君）

軽自動車税で伺いますが、今回26年度の税制改正による増、これを何台見込んでらっしゃるのか。それと、普通自動車から軽自動車への乗り換えの増、これを何台見込んでいますか。

○市民税G長（中村和仁君）

28年度の見込み台数ですが、6万6,000台程度。これは、50ccから税率のほうで改正されますので、軽四輪まで含めた台数で6万6,000台程度となっております。乗り換えにつきましては、現時点では台数的な数字は把握しておりません。年間1,400台ずつ増えておりますので、大体1,400台くらいが乗り換えの台数になると思っております。

○委員（新橋 実君）

霧島市内には、県外ナンバーで常駐している車が、結構あると思います。実際、霧島市内に住宅を構えて、県外ナンバーの車が、軽の乗用車も結構あると思うんです。普通乗用車は、県のほうで取り締まるわけですが、そういったのに対しての霧島市の態勢は、どのようにとられているのか伺います。

○税務課長（谷口信一君）

今、委員が言われたとおり、定置場所変更をしないで、そのまま乗っておられるというのがありますが、転出されている分につきましては、市の私たちのほうで転出先への住所変更がされていないというのが分かりますので、それについては変更していただきたいというような文書を差し上げております。昨年でしたが、19市の都市税協議会でも議題として上げさせていただいて、そこで1市だけでしたが、そういうのをまだやっていないというところがありましたので、足並みをそろえるという意味で、皆さんにそこをやっていただきたいということで、要望しておきました。それか

ら、郵便局とか銀行は、ほとんどが本店の住所で登録されているものですから、霧島市ではなくて鹿児島市というのが多いんですけれども、こういう分につきましては、霧島市での登録をお願いしますということで、それぞれ文書を差し上げております。それと、転入された方の場合は、なかなか把握することが難しいのですけれども、この前、委員から御指摘いただきましたので、市民課のほうに話を致しまして、市民課のほうで一人一人に話をするのはちょっと難しいということだったものですから、転入者に配る文書の中に、軽自動車をお持ちの方は税務課のほうに御相談くださいという内容の文書を入れてもらうようにしております。

○委員（新橋 実君）

これについては、やはり県内に住むわけですから、県内の道路を傷めるわけですので、何か道路交通法でも50万円以下の罰金というような、そういう法律もあるみたいなんです。霧島市としても、他の市町ともしっかり統制を組んで対応していただきたいと思いますが、どのようにお考えですか。

○総務部長（川村直人君）

先ほど、税務課長が答弁いたしましたけれども、市の広報誌にも、霧島市で使われる分については霧島市のほうに登録してくださいというお願い文書も掲載をしております。ここにつきましては、先ほど少し分かりにくかったかもしれませんが、出ていく方は確実に把握ができるわけですので、全自治体が出ていく方々に、転出されたところで、また新たに登録してくださいねというのが徹底すれば、これはお互い様ですので、徹底するわけですけれども、まだそこもしていないところもあったということでございます。今後、そういった自治体などの会議などでも、そういうこともお互いのためですので、要望していきたいと思っておりますし、また、事業所などでたくさん保有されておられるところについても、今後も引き続きお願いしていきたいと考えております。

○委員長（常盤信一君）

ほかにありませんか。

○委員（厚地 覺君）

霧島市の市民一人当たりの予算額は45万1,000円となっておりますけれども、どうもこの霧島市の人口というものはどの程度いるのか。この予算説明資料によれば、12万6,847人と。先日の国勢調査の速報値では12万5,900人と。また一方の説明は12万7,000人とか、いろいろ言われるんですよ。この辺は、正確にはどのように押さえているんですか。

○総務部長（川村直人君）

人口の場合は、この前、国勢調査の速報値というのが出ました。これは実際の国勢調査という調査に基づいて、そこで記載をされた方々の人数ですが、そのほかに住民基本台帳に登録されている方々の人口、いわゆる住基人口というのがございます。それから、国勢調査を基にした推計人口というのが、あと一つあるわけです。そのときの人口が何を使っているかで気を付けないといけないわけですけれども、やはり一番実態に即しているのは国勢調査だと思いますが、国勢調査は5年に1回しか行われませんので、そのときの人口を何に使うかによって違うわけですけれども、ただ人口と言った場合は、何の人口なのかというのに気を付けておくしかないと思います。

○委員（厚地 覺君）

それでは、住民基本台帳を基本にしてやられるとなれば、毎月、出される市報に掲載されているのは住民基本台帳の人口でしょうか。

○総務部長（川村直人君）

そのとおりでございます。

○委員長（常盤信一君）

ほかにありませんか。

○委員（中村満雄君）

財政課長の説明で、極めて地方交付税に依存しているということで、その地方交付税は27.6%ですか。この辺は近隣の、例えば始良市とか鹿屋市とかそういったところと対比して、どんなもんな

んでしょう。

○財政課長（山口昌樹君）

近隣のデータは、今ちょっと手元にないんですが、質問の件は22ページのところで、地方交付税のパーセント、円グラフのところでございますが、27.6%と、3割弱というところでございます。ここにお示ししてはおりませんが、地方財政の指数としまして財政力指数とかいうのがございます。霧島市が現在、説明資料の2ページに、財政力指数0.54というところでございます。この数値が1に近づけば近づくほど、財政力が高いということで、1を超えると地方交付税は交付をされないというようなところでございます。データがございましたので、お知らせいたします。近隣では鹿屋市の平成28年度当初予算の普通交付税の割合が25.8%、薩摩川内が26.6%です。交付税が3割近くを占めるという財政状況でございます。逆に言うと、市税も3割弱という歳入構造でございますので、一般的に高いとは言いづらいというような財政構造でございます。

○委員（時任英寛君）

市長が施政方針の中で、地方創生関連の予算を311億円計上したということでございます。これは、一般会計の54%を超える地方創生関連の予算となりますけれども、私どもの認識とすれば、地方創生の関連といいますと、今までにない事業という発想での取組だと思えます。それによって、既存の継続事業等についての影響というものはないのかというのをお聴きをします。

○総務部長（川村直人君）

28年度の当初予算の、霧島市ふるさと創生総合戦略の推進関連の予算ということで、311億3,900万円というところでございます。これにつきましては、これまで本市が先に手掛けていた事業などもありまして、この総合戦略の関係、四つの分野でいろいろ分ければこうなりますよということで、そういう金額が出てきたわけで、全く新たなものだけではないということでございます。これについては、それぞれの既存予算の中で、拡充しているものも当然あるわけでございます。ですから、分かりにくいという御指摘なども頂いたところなんですけれども、本市と致しましては27年度の3月補正、それから28年度の当初予算、それと新型交付金については28年度の補正予算で取り組みたいということで御説明しておりますので、既存の予算についても今後、新型交付金等の対象にもなりますよということであれば、これを拡充して増額していくというなことも考えられますので、今後も既存予算についてもこの対象となり得るのかどうか、この辺も十分注視してまいりたいというふうに考えております。

○委員（時任英寛君）

今回の予算の一つのテーマというか、新たな挑戦というのを掲げられたわけですよ。ところが、実際は、ふるさと創生、地方創生の関連につきましては、霧島市は先んじて取り組んでいた事業ということでございますので、やはり予算編成上そういうものを全面的にPRというか、アピールする必要があるんじゃないかと。国が今、移住定住策とか人口増対策のいろんなものを踏まえて、地方創生総合戦略を練り上げなさいということでございましたけれども、本市においては、それを先んじて様々な手立てを加えてきたわけですので、そういうものも市民はもちろんですけれども、市外、全国にアピールすべきだと認識を致したもんですから、お伺いしたところでございました。

○委員（厚地 覺君）

運用基金の家畜導入資金貸付基金、これは26年度、27年度も取崩額がないようですが、相当移動があったと思いますけれども、元金ももともと同じであれば、貸付金を含めても1億5,667万3,000円でいいわけですか。

○財政課長（山口昌樹君）

37ページの基金の状況を見ての御質疑だと思います。ここの基金の表のところ、(2)運用基金ということで掲載いたしております。基金が結局、定額運用基金ということで、決まった金額の中で運用していきますので、利子ぐらいが積み上がっていくだけで、元金の変動が無い運用の仕方をしていると。だから、貸して返ってきてという運用の仕方でございます。これの貸付運用額でござ

ございますが、27年12月末現在で1億1,958万8,000円と、この金額で貸付分の運用をしております。現金運用が3,708万5,000ということでございます。

○総務部長（川村直人君）

37ページに1億5,667万3,000円とあります基金は、現金の分と、それから既に貸している分と合わせてこの金額ということですので、現金のほうで残りがある分については、希望があれば貸していけるということになります。また、貸付分がお金で返ってくれば、現金分が増えていきますので、また貸し付けることができます。ですから、残高はこれですと運用していくということです。

○委員（厚地 覺君）

結局、5年すればまた返ってくるわけですよ、貸付金も。ですから、残高が1億1,958万8,000円と説明がありましたが、この動きがないということは、農家に貸し出している金利ではなくて、外部貸し出しの金利というのは付かないのですか。

○財政G長（石神幸裕君）

この基金につきましては、随時貸し出しをするために、定期とかに預けておりませんので、決済性預金になります。

○委員（新橋 実君）

債務負担行為で確認したいのですが、国分中央高等学校の屋内運動場の新築工事を平成29年度から12億1,940万円見てありますが、昨年も5億円見てありましたよね。これは、屋内運動場だけでこれだけの工事が発生するのですか。

○財政課長（山口昌樹君）

36ページの債務負担の表の掲載ですが、国分中央高等学校屋内運動場新設工事は、屋内体育館だけの債務負担行為です。

○委員（新橋 実君）

全体の工事金額は幾らですか。屋内工事だけの全体金額は。

○財政課長（山口昌樹君）

28年度分は、28年度の歳出予算で計上いたしております、割合が2対8と。債務負担行為のほうが8、歳出予算が2です。全体で15億2,000万円程度になります。訂正をさせていただきます。27年度で設計をしております。28年度から工事に入っていくということです。

○総務部長（川村直人君）

中央高校の屋内運動場を教育委員会と協議をする中で、設計費から建築費まで全部含めて約18億円程度でお願いしたいということで計上しています。ですから、この債務負担行為は、先ほど課長のほうからもありましたように、29年度に債務負担をする分ですので、当然28年度の歳出予算と足した形で、当然契約も議決要件になりますので、工事請負費などはしますけれども、詳細は教育委員会のところで聴いていただければいいかと思いますが、今の体育館を残して、そして二つの体育館ということで活用していくということでございます。ですから、今の体育館の改修なども今後、出てくるかもしれませんが、取りあえず市長部局と教育委員会で協議したことで、屋内のこの体育館については18億円程度で、事業費のほうは建設していくということにしております。

○委員（新橋 実君）

面積は把握はされていないということですか。

○総務部長（川村直人君）

把握はしておりますが、ここには資料は持ってきておりません。

○委員長（常盤信一君）

その点は、後ほど報告をお願いします。

○委員（前川原正人君）

軽自動車税の関係で、台数が6万6,000台程度を見込んでいて先ほど説明がありましたが、こ

の中で、本来であれば昨年、税金の改定があつて、先送りになった部分があると思うんですが、そこまで中に入っていると思うんですが、大体幾らが幾らになって、その分が幾らで、そして見込んだ台数がどれだけだということで、お示しいただけますか。

○市民税G長（中村和仁君）

今回の税率改正につきましては、50 ccから軽四輪まで含めた税制改正になっておりまして、先ほども言いました50 ccから軽四輪まで含めて1,400台程度増える見込みということ、それと税額の部分になりますが、もし変更がなかった場合ですが約3億4,000万円程度です。今回変更をして、約4億1,800万円程度です。差額で約7,300万円が、税率変更に基づく増額分です。ただし、税制改正の中で、グリーン化特例という制度があります。自然にやさしい形での車に買い替えた場合等につきましては、税率のほうが軽減されるというものがありまして、このグリーン化特例分が約7,000万円程度となっております。この差額分が、今回の税率改正の増額分と理解していただきたいと思ひます。

○委員外議員（宮内 博君）

臨時財政対策債の関係で、1点だけ伺ひます。元利償還金については全額、交付税措置をされるということで説明されました。議案質疑の中でも若干、お伺ひしたところでありますが、説明資料の38ページのところに、平成28年度中の元利償還の見込み額を14億678万円ということにしているわけです。この分が、いつの交付税として措置されるのかという点です。その検証がどのようにされているのかということについて、確認させてください。

○財政課長（山口昌樹君）

28年度中に借り入れる臨時財政対策債でございますので、29年度からの普通交付税に算入される予定でございます。

○委員外議員（宮内 博君）

私が聴いたのは、元利償還の関係です。今、おっしゃったのは、起債見込み額の18億円の関係だと思ひます。元利償還で14億678万円ということで、平成28年度の見込み額を計上しているわけです。それは、いつの時点で交付税措置をされるのですかと。

○総務部長（川村直人君）

これは、御質疑があつた時にも、多分お答えしたと思ひますが、これは過去平成13年度から借りてきたのが毎年、ずっと元利償還金があるわけです。それを、一つの借入に対して単年度では償還されませんで、後年度措置されていくわけです。ですから、平成13年度からずっと借り入れたのを足していって、28年度に償還をするのが約14億円ということですので、一つ一つの起債によって、傾斜して償還されますので、結局、借り入れが一番新しい、これだと平成27年度に借り入れた分の交付税措置がされるのが一番最後の年ということです。交付税措置は理論償還値というので、借り入れを幾らしたら何年で返しますよというような交付税上の計算をしたものがありまして、ちょっと資料がここにはないのですが、また、総務部のところで説明したいと思ひますが、要はこの14億円がいつ頃まで措置されるかというのは、27年度に借り入れたものの措置が済むまで全部されていくというふうには、計算上はなりません。

○委員外議員（宮内 博君）

何を聞きたいかといひますと、地方交付税の当初予算、推計値と経営健全化計画との関係で、かなりかい離があるわけです。本会議の質疑の中でも、部長のほうで、それがあつたから地方交付税の分を基金に積み立てることができるという答弁もなされたわけです。それで、お尋ねしたいのは、今回地方交付税については、計上額は普通交付税で132億7,500万円ということですが、この中で元利償還分については幾らくらいというのを、当初の段階で計上しているんですか。

○総務部長（川村直人君）

普通交付税の算定の場合は、冊子となっているくらい厚い資料がありまして、一つ一つを全て積み上げていくというような見込みは致しません。その中のいろんな係数などがありますが、これは

全く分からないので、それをしたところで実際どうなっていくかというのは分かりませんので、大体の金額については動向等を見ながら、こういった国が示した地方財政の見込みなども勘案しながら、この予算というのは出していきます。ですから、当初予算で計上している普通交付税のうち、臨時財政対策債がどの程度、基準財政需要額に見込んであるのかということまでは、算定は致しておりません。

○委員外議員（宮内 博君）

これまで、ずっと地方交付税の関係については、なかなか中身についてはっきり、どこがどういうところに入っているかというのは分かりにくいというのが、ずっと言われてきているわけです。それで、説明でも確実に全額交付税措置として措置をされるということになっているんだけど、それが検証できなければ、措置されているのかどうかははっきりしないものですから、あえてお聴きをしたわけです。先ほど、前川原委員からあったように、2016年度でこの地方債については、恐らく終わりになるだろうと。毎年、2年か3年でなくなるだろうと言ってきて、この間、20年近くずっと引き継がれてきたという経緯があるものですから。実際に残っている現在高見込み額でも、250億円から残っているわけです、臨時財政対策債そのものは。ですから、この分は毎年、10年、20年後か分かりませんが、計画的に。10年だったら25億円ずつ入ってきますよということに、逆になるんだろうと思いますが、その辺の推計値が分かればということで今回、お尋ねをしているわけです。

○総務部長（川村直人君）

実際、どれだけ算入されているかということについては、先ほど申しましたように、基準財政需要額には理論償還値で算入されているとお答えしましたが、それで実際に計算をしてみました。そうすると、ほぼ同様の額が、実際の借入額に対して理論償還値でした金額が同じような形で、基準財政需要額に反映されるということは、検証は致しておりますので、それは間違いのないと思います。それから、先ほどの理論償還値のところ、本市の場合は政府資金を借り入れているということで、20年償還で3年据え置き半年賦という条件で、理論償還値は計算されているということでございます。

○委員（新橋 実君）

財産収入で、不動産の売り払い収入が1億1,929万1,000円計上してありますが、霧島市が持っている普通財産で、実際、販売できるものはどのくらいありますか。

○財政課長（山口昌樹君）

普通財産の売り払い収入について、財産管理課のほうで管理しておりますが、市が所有する普通財産が約400筆程度あるという状況でございます。山林や法面であったりとかございます。未利用のところを販売するとなると、140筆程度ではないかと。宅地として売却できる部分は、その中で限られてきますので、今度具体的な事案等を見ながら、販売のほうに努力をしていくという状況でございます。

○委員（新橋 実君）

総体の金額は把握されていませんか。

○総務部長（川村直人君）

販売をすれば、どのくらいになるか、総体の金額は把握はしていないかということですが、実際に売り払いをするときには、販売額を出すのに、例えば不動産鑑定を取ったりとか、様々な処分額がありますので、それを最新でしたときの積み上げはしていないところです。それから、市が取得をする場合、あるいは処分をする場合は、庁内で取得処分委員会というのがありまして、そこで単価などは決定していきますので、今の段階で総体で時価評価をすればどのくらいになるかということについては、市の場合には出していないところです。

○委員（新橋 実君）

普通財産の公開はされていますか。例えば、私の住んでいる地域にも、市所有の土地があり、そ

れを買いたいというのがあって、市のほうでも買ってもらえば財産になるわけですので、そういったのを公開することによって、買いたい人もいらっしゃると思うわけです。宅地になるところもあるし、山林を買いたい人もいるかもしれません。今回も、開発公社の土地の関係も出ておりましたが、市のホームページなどでも公開するなど、今後やっていくべきじゃないかと思いますが、その辺はどのように考えてらっしゃいますか。

○総務部長（川村直人君）

補正予算の委員会審査時にも申し上げましたが、分譲地についてはホームページ等で広報をして、PRもしているわけです。それ以外の普通財産については、公開しておりません。といいますのは、様々な用途があるということと、払下げを希望される方々は、その名義を見れば、霧島市が名義人なんだと分かるわけです。そういう方は、市のほうに問合せをされますので、そのときにどういった物件であるかは説明を致しますので、必要な方はお分かりいただけるかと思えます。ただ、これは受け身の形になりますので、委員からもありましたが、少しでも遊休地の活用を今後はしていかなければならないと。財産管理課が今年の4月から組織されましたが、それまでは財務課の中にグループとしてあったわけです。それを課として独立をさせて、管理のほうと活用のほうと二つのグループでしているわけですが、職員数も少ないものですから、なかなか手が回らないと。積極的に払下げの情報を提供するまでには至っていないということで、今後のそういった職員の配置についても現在検討しておりますので、少しでも遊休地の活用ができるように努めていきたいと思えます。

○委員（新橋 実君）

今回、山林の中に雑種地がありまして、そこも市の払下げをとということで話をしましたら、そこは隣接地の承諾がいるということで、承諾がないことには払下げもできないということで、実際できなかつたわけです。隣接の方が承諾しないということで。せっかく、それを買おうと思っている人がいても、そういうのがあって、何か強制的にできないのかと思ったりもするわけです。境界はしっかり決まっているのですが、承諾がないとできないと言われました。そういうこともありますので、今後、そういったことも含めて、今後は市の土地を。市は何にもならない土地なんですよ、そこは。市が持っていて。そういうところもありますので、何とか対応できるような形も。それは個別でもいいんですけども。対応できるように。こういったことも今後は出てくると思えますので、対応していただきたいと。お願いします。

○総務部長（川村直人君）

払下げを要望される方々で、ほかに市有地に隣接されている方がいらっしゃる場合は、今おっしゃったように同意というのを頂くようお願いをしております。といいますのは、例えば隣接されている方が、その市有地を第三者に払い下げることによって、様々な不利益を被る場合などもあります。それから、市が払下げをされるのであれば、わたしもここを買いきたいという可能性もあつたりしますので、原則としては払下げは公募という形にしております。特定のそういった、もうこの人しか払い下げても利用ができない土地とか、そういうものについては、もちろん随意契約ですけれども、原則は公募ですので、それぞれの土地によって、様々な手法があるということは御理解を頂きたいと思えます。

○委員長（常盤信一君）

ほかにありませんか。

○財政課長（山口昌樹君）

訂正させていただきます。先ほど、市の所有する普通財産を400筆と申しましたが、約4,000筆の誤りでございました。申し訳ありません。

○委員外議員（宮本明彦君）

臨時福祉給付金等給付事業費は、今回10億2,200万円ですよ。消費税増税に伴ってこういう事業が平成26年度から導入されていますが、今回の対象者は高齢者にといいながらも聞いていますが、どういった方々にどれくらいの金額を分けて給付される予定なのか分かれば、教えてください。

○財政課長（山口昌樹君）

今回の臨時福祉給付金等ですが、2種類ございます。従来からあった臨時福祉給付金、消費税8%の上昇に伴っての低所得者層への負担軽減というのが、26年度から始まりまして、26、27、28年度でございます。28年度は3,000円です。対象者は、予算上ですが3万5,000人です。次に、低所得者、高齢者向けの年金生活者支援臨時給付金でございます。これにつきましては、報道等でも御案内のとおりでございます。平成28年度当初予算で一人3万円です。対象者が予算上で2万5,000人を見込んでおります。次に、障害遺族年金受給者向けということで、その分で支給額は同じく一人3万円で、対象者が予算上で2,860人を見込んでおります。

○総務部長（川村直人君）

先ほど、宮内議員から臨時財政対策債での御質問がありましたが、その中で、理論償還値について答弁しましたが、本市は政府資金と金融機構資金も借り入れているということでございます。条件については一緒でございます。

○財政G長（石神幸裕君）

先ほど、新橋委員から質問のあった国分中央高等学校の屋内運動場の面積でございますけれども、約5,000㎡で今、計画しております。あと、債務負担行為の12億1,940万円の件ですが、平成28年度予算ではこれに絡むものは5億2,260万円でございます。合わせまして、17億4,200万円を計上いたしております。

○委員長（常盤信一君）

ほかにありませんか。

〔「なし」という声あり〕

ないようですので、これで総括説明に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前10時48分」

「再開 午前11時05分」

○委員長（常盤信一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、総務関係の審査を行います。執行部の説明を求めます。

○総務部長（川村直人君）

それでは、所管しております総務部関係の予算のうち、歳出予算の総括説明を致します。詳細の事業内容につきましては、先に配付いたしております「平成28年度一般会計・特別会計予算説明資料（総務部）」を御覧ください。まず、総務課につきましては、一般管理費では、職員や特別職の人件費を始め、市民運動推進事業に要する経費などを、人事管理費では、職員の健康診断やメンタルヘルス対策、職員の福利厚生等に要する経費などを、職員研修費では、各種の職員研修に要する経費を、文書法制費では、文書発送や無料法律相談に要する経費などを、財産管理費では、国分シビックセンターや各総合支所等の維持管理に要する経費のほか、国分庁舎別館や牧園総合支所新庁舎の整備に要する経費などを計上しております。次に、安心安全課につきましては、交通防犯対策費で交通安全施設整備事業に要する経費などを、水防防災費で、防災行政無線運営事業や危険廃屋解体撤去工事補助に要する経費などを、災害対策費で、霧島山及び桜島の火山活動に伴う対策に要する経費などを計上しております。次に、秘書広報課につきましては、一般管理費で秘書業務に要する経費などを、広報広聴費では、広報誌の発行やラジオ広報、ホームページの運用管理に要する経費などを計上しております。次に、財政課につきましては、財政管理費で予算編成事務など財務関連業務に要する経費などを、財産管理費で財政調整基金や減債基金等への積立金を、公債費で市債の償還金等を計上しているほか、予備費を計上しております。次に、財産管理課につきましては、財産管理費で集中管理している公用車や他の課等に属さない公有財産の維持管理に要する経費などを、諸支出金で水道事業等への負担金などを計上しております。次に、工事契約検査課につかま

ては、土木総務費で請負工事・業務委託検査業務に要する経費のほか、工事及び業務委託の入札執行事務の経費として、電子入札共同利用システムの負担金等を計上しております。最後に、税務課及び収納課につきましては、税務総務費で地籍関連の経費を、賦課徴収費で市民税・固定資産税・諸税の賦課に関する経費や、収納・徴収に要する経費を計上しております。以上、総務部で所管する歳出予算の説明を終わらせていただきますが、その詳細や歳入予算等につきましては、各課長がそれぞれご説明申し上げます。

○総務部参事（満留 寛君）

[予算説明資料に基づき説明]

○安心安全課長（有満孝二君）

[予算説明資料に基づき説明]

○秘書広報課長（有馬博明君）

[予算説明資料に基づき説明]

○財政課長（山口昌樹君）

[予算説明資料に基づき説明]

○財産管理課長（池田宏幸君）

[予算説明資料に基づき説明]

○工事契約検査課長（松崎浩司君）

[予算説明資料に基づき説明]

○税務課長（谷口信一君）

[予算説明資料に基づき説明]

○委員長（常盤信一君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入りますが、先日の補正予算の審査と同様に各費目の職員人件費に関する質疑につきましては、この総務部関係の審査のところで御発言をお願いをしたいと思います。それでは質疑はございませんか。

○委員（前島広紀君）

総務課にお尋ねいたします。5ページから6ページですけれども、この度、牧園の庁舎を下に移す計画が始まりますけれども、その主な理由としましては、現在の庁舎が高台にあるので交通の利便性が悪いということ、それともう一つは、現在の庁舎の構造は中心部が吹き抜けになっているということで、維持費にお金がかかるということが主な理由だというふうに聞いておりますけれども、5ページの総合支所維持管理事業、ここにおきまして、管理事業の内容は下に書いてありますので分かりますが、総合庁舎ごとの維持管理費が分かれますか。

○総務管理G長（出口竜也君）

総合支所ごとの内訳は積算しておりませんので、また後ほど集計してお伝えしたいと思います。

○委員（厚地 覺君）

関連で、この中で市有地あるいは民有地が含まれてどれぐらいになるのか、お伺いします。

○総務部参事（満留 寛君）

牧園総合支所の移転いたします牧園老人福祉センターの現在の用地でございますが、総合支所につきましては、福山総合支所が約615㎡、それと横川総合支所が約700㎡でございますので、総合支所につきましては650㎡前後になるかと思います。あと、現在の老人福祉センターのほうが約593㎡でございます。それと、その他の施設がございますところが、255㎡ございます。あと、それに必要な駐車場用地等については、まだ明確に面積は積算していないところでございます。

○委員（厚地 覺君）

ここで、活性化センターで検診業務を行うためとありますけれども、今の保健センターを廃止して、活性化センターでやるという考え方でいいのですか。

○総務部参事（満留 寛君）

現在の牧園保健センターにつきましては、民間への売却あるいは解体等を検討しておりまして、牧園保健センターの機能につきましては、検診業務等を牧園農村活性化センターで実施していくことを現在考えております。それで、牧園農村活性化センターの裏側の市有地がございますので、そちらを駐車場用地という形で造成の工事をする予定でございます。

○委員(厚地 覺君)

その金額は、1,500万円組まれておりますけれども、活性化センターも駐車場は広いです。あそこを整備してもらえば小学校、中学校のいろいろな行事ごとには助かると思うんですけれども、そこまでする必要があるのかどうかという問題点が一つと、総合支所移転に伴う複合施設とありますけど、どのような施設を造られるのかお伺いします。

○総務部長(川村直人君)

複合施設全体の担当は企画部でしていますが、総合支所、それから老人福祉センター、それからあの敷地内では地域の方々が使っておられる、昔、交番か何かあったところの建物を集会所として使っておられるということで、そういった地域の方々が集会所ができるような施設などを含めて複合施設と考えております。それから、駐車場の裏につきましては、今後、庁舎それから総合福祉センターが一緒になるということで、現在の敷地が、駐車スペースがどの程度取れるかということもあります。それから、建物を平屋にするのかあるいは2階建てにするのか、そういうのでもまた少し面積が変わって来たりします。ですから、農村活性化センターの現在の駐車場などのあるところでは、検診車が入ってきたときなどに、市民の方々が止めるスペースが、いろんな行事が一緒になったときに不足するのではないだろうかというようなことで、この裏の用地の造成についても検討して今、予算計上はしているということでございますので、どうしてもそこまでする必要はないというのであれば、再検討はしてみたいと思いますが、現在はそのような、一緒になったときがということで予算計上いたしているところでございます。

○委員(厚地 覺君)

説明資料の14ページ、財産管理課ですけれども、管理事業費の飼料費とありますけれども、これはどうなっているのかお伺いします。

○財産管理課長(池田宏幸君)

飼料費につきましては、これは福山にございます田中家別邸の庭園に池がございまして、そこに鯉がおりますので、その鯉の飼料費でございます。

○委員(厚地 覺君)

それと、10ページの中で、牧園町高千穂の雑用水供給施設貸付料で241万円の計上がありますけれども、これは特定財源を使われておりますけれども、当初は積立ではなかったのですか。

○財産管理課長(池田宏幸君)

毎年度、修繕をするための経費を30万円計上しております、その分には貸付料から直接充当を致しております。残りの金額につきましては、積立てを致しております。例えば、年度内に実際、修繕に使わなかった額は、その差引額が積立てに回っていくということで行っているところでございます。

○委員(厚地 覺君)

不測の事態に備えて積み立てるということだったものですから、現在まで積立額は幾らになっていきますか。

○財政G長(石神幸裕君)

今、委員が申されました牧園雑用水の積立てにつきましては、特定建設事業基金に積み立てておりまして、27年度末現在高見込みでは、1,637万1,000円を積み立てる予定としております。

○委員(厚地 覺君)

この雑用水は、民間から買い上げたわけですがけれども、これも無償だったと思うんですよ。ほとんど使ってないやつを雑用水として温泉組合が使っていたわけですがけれども、この雑用水を温泉に

返すという考え方はないですか。

○総務部長（川村直人君）

当時のそういった経緯，それから，維持もしていかなければなりませんので，実際使っておられる方々の御要望なども当然あるかと思っておりますので，そういう要望があればまた検討してみたいと考えます。

○委員（厚地 覺君）

経営的にも苦しいところもあるわけですから，組合としましては，こっちにもらえば我々がそれを積み立てて，不測の事態に備えてやると考えているようですので，できたらそうしていただきたいと思っております。それともう1件，1ページ，市民運動推進事業，青少年育成事業の挨拶運動の推進とあります。皆さんお忘れになっているからこうなっていると思うんですけども，平成17年に合併して，霧島市議会の第一声で前田市長が所信表明でやったことは，まず挨拶と。いらっしやいませ，ありがとうございます，こんにちは，これを励行すると言われましたけれども，今の職員は我々が会っても，2階からロビーを見えていますけれども，10人中5，6人は市民に対して頭を下げないんです。この辺は徹底していただかないと，市民の範たる職員ですから，ぴしゃっとしてやっていただきたいと思っております。

○総務部長（川村直人君）

誠に残念であります。日々そういったことについては，指導はしているおるわけです。なかなか徹底できないことについては，私どもも何とか徹底するように引き続き研修なども続けていかなければならないと思っております。接遇などについてもお叱りの言葉だけではなくて，それが多いのですけれども，たまにはお褒めの言葉も頂いたりします。特に，一部の職員，窓口などにいる職員が，そういう挨拶などがよくできなければ，市役所全体の職員がそういうふうな誤解をされるというようなこと等も言っていますけれども，御指摘を今後の研修等には反映させて徹底してまいりたいと思っております。

○委員（厚地 覺君）

今，言われましたように，青少年育成事業以前の問題で，まず市の職員から徹底してやっていただきたいと思っています。

○副委員長（木野田誠君）

挨拶の話が出ましたけれども，特に総合支所等は，10年くらい前までは，地元の人たちがほとんど役場職員としていたわけですが，近頃は大分入れ替わりまして，知らない人が非常に多いんです。私が知らないということではなくて，職員の方も知らない，市民の方も知らないということで，近頃支所等に行って挨拶がないということで，不愉快な思いをしております。こんにちからはいいと言いますが，愛想がないということがありますので，やっぱりそこ辺は，思い切って支所の中でもいろいろ話をするわけです。内緒話になりますけれども，職員はどうかという話はしますけれども，非常に上司の方は頭を痛めていらっしやるところもありますので，そこ辺は思い切って入れ替えをしていただけたらと私は思います。

○総務部長（川村直人君）

挨拶につきましては，特に総務課，財政課，そういったところでは朝，始業前に挨拶運動ということで，職員が皆立って，一斉に挨拶についての励行をしていますが，なかなかそういうのが市全体で広がっていきばいいわけですが，木野田委員を知らない職員が支所にいたとして，その職員が挨拶をしないと，だけど，市民の一人には変わりはないわけで，知っていようが知ってまいが，朝お会いしたらおはようございますというのは普通だと思います。そういうことを庁議の機会でもこういう発言があったことは注意をしておきたいと思っております。

○委員長（常盤信一君）

ただいま総務部関係の質疑中でございますが，ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前 0時05分」

「再開 午前 1時00分」

○委員長（常盤信一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。総務部関係の質疑を続けます。質疑はありませんか。

○委員（中村満雄君）

牧園の総合支所、老人福祉センターの建設事業についてですが、この総事業費ということで7億円新規事業のところにあります。今回のはその一部だと思いますが、そこでお伺いしますけれども、背景はないかということで、後年度の維持管理・更新に要する費用の縮減が喫緊の課題となっているということですが、具体的に、現在、山の上にある牧園総合支所をどのようにされるのかが見えないまま新しいこういったことが提案されることに疑問を持ってしまして、御回答ください。

○総務部長（川村直人君）

現在の牧園総合支所の庁舎の活用につきましては、一般質問などでも御答弁申し上げましたけれども、以前から地域審議会などで御意見なども既に頂いております。それで、新たな庁舎のスケジュールというのは今回初めて議案で出したわけですが、そういったスケジュールなどについても、これまではなかなかはっきりしていなかったわけですが、今回予算を計上し、スケジュールをすれば、当然、牧園総合支所が新しい所に移転をすると、そうするとあとの利用はどうするのというようなことに当然なるわけですが、それについても同時並行で進めるべきではないかというような御指摘も頂いておりました。このスケジュールが決まったことによりまして、早速そちらのほうの大体の地元の方々のそういった御意向というのは把握しておりますので、今後、それを市としてどういう方向に持っていくかというのを庁内でもはっきり方針を決め、また議会の皆様方とも御相談をしながら、今後の利活用の仕方については進めていかなければならないというふうに思っております。できるだけ早く、そういった方針が告示できればいいわけですが、物件的にも大きいですし、また、このスケジュールが予定どおりいけばよろしいわけですが、その辺が少し現実的な問題で、若干、遅れたりとかそういうものもあるものですから、その辺りについても勘案しながら今後も進めていきたいというふうに考えております。

○委員（中村満雄君）

具体的なおおよそこの時期に、牧園の現在の庁舎をどう活用するかということの提示を頂けるかについては全く先が読めない状態ですか。例えば今年度の後半には大体それを提示しますとかいったことはいかがですか。

○総務部長（川村直人君）

現時点で、いつまでその方針を告示できるかというのは、ここでは即答はできないわけですが、今後、先ほども申しましたように地元の方々の御意向というのは、いろんな団体の方々からもお聞きしておりますので、庁内でまとめ、議員の皆様にも相談して、できるだけ早い機会にお示しできるように努めてまいりたいと思います。

○委員（中村満雄君）

今回の予算書に計上されていますのが、5,330万1,000円です。新規事業の中では7億円ちょっととなっているんですが、今回の予算の中には当然、庁舎の建設費用とかは一切含まれていないわけですが、庁舎の数字がおおよそ7億円ちょっとと出ておりますので、新規庁舎の建設費用とか、そういったところが分かれば教えてください。

○総務部長（川村直人君）

午前中にも少し触れたわけですが、建物などについても平成28年度に基本設計をして、そして実施設計と、地質調査などもしますので、まだ現段階では平屋にするのか2階建てにするのか、そのあたりもまだはっきり決まっているわけではございません。ですから、面積についても大体庁舎部分については、これまで新市になって建設してきました福山あるいは横川、そういった規模と同程度になるかと思っておりますけれども、牧園老人福祉センターあるいは地域の皆さんが開業しておら

れた集会所みたいな所があるわけですが、その機能も持たせた複合的な施設、全体面積がどの程度になるかというのは、今のところはっきりこの程度というのは申せないわけですが、今後、基本設計をしながら、明らかになっていくと。したがって全体の事業費についても流動的な要素は含まれているということです。ただ、必要最小限の施設にしたいというふうには考えているところでございます。

○委員（中村満雄君）

ということは、新規事業として書かれています7億円というのは、大体こんなものであろうということで掲載されたものであると。膨らむかもしれないし、少なくなるかもしれないという理解でいいですか。1から積み上げたものということではないということでございます。次に、別件で伺いますが、安心安全課の防犯灯のLED化ということで、環境福祉常任委員会で生活環境部から寄附金とか、太陽光エネルギーの土地代とか、そういったものを積み重ねて基金にするということでしたが、先ほどの500万円の中の200万円とかいった数字が示されていたみたいですが、そういったところは、まだ基金そのものが出来上がってないわけですが、そういったところの前後関係を説明してください。

○安心安全課長（有満孝二君）

環境福祉常任委員会のほうでの基金の件につきましては、まことに申しわけございません。ちょっとこちらのほうでは掌握しておりません。ただ、先ほど平成28年度の財源の部分で御説明いたしましたとおり、再生可能エネルギー寄附等による環境まちづくり基金繰入金というところの500万円のほうから200万円を財源として持っていく形にはさせていただいているところで。

○委員（中村満雄君）

土地代が400万円で、水力発電から200万円、風力発電が100万円と、そういった具体的な数字が出て、それをもって基金をつくと。それが防犯等の整備などに使われるということは条例案の中にもあったんですよ。そういったことで審議がされました。そのこと自体は委員会としての結論は出ているわけなんですけど、ただ、そこの絡みがさっぱり見えないと、だから、先ほどおっしゃいました200万円は寄附金とかそういった基金の中から最終的にはここに持ってくるのか、そこら辺のところは分かりませんかということです。

○総務部長（川村直人君）

200万円はそういった今度つくる予定の基金の中からLEDのほうに持っていくということでございます。あと、ふるさとさきばいやんせ基金がございますので、そちらのほうもLEDのほうにまわしていくということでございます。

○委員（前川原正人君）

予算説明資料2ページの中で臨時職員雇用管理事務ということで、1億2,263万5,000円ということなんですけれども、昨年度の当初予算と比較をした場合、平成28年度の予算見積もりの中で、臨時職員の人数がどれくらいになるのかお示しいただけますか。

○人事研修G長（種子島進矢君）

全体の臨時職員の数でいいですか。[「はい」と言う声あり]臨時職員の数の推移ですけれども、平成26年4月が662人、平成27年4月が682人となっております。平成28年4月については各予算でそれぞれ計上いたしております。雇用通知を出す段階で人数を把握するものですから、今のところではちょっと把握をしていないところでございます。

○委員（前川原正人君）

それともう一つは予算に関する説明書の中で、職員数が前年度からすると、これはあくまでも動きますので、見積もりということで考えていくと、前年度が1,063人、そして今度の当初予算で1,056人ということで見積もられているわけですが、この中で、今現在、病欠だったり、様々な疾患で出勤ができない方たちもいらっしゃると思うんですが、どれくらいの方たちがそういう状況にあるのかお示しを頂けますか。

○人事研修G長（種子島進矢君）

現在の人数については実際に把握しておりませんが、これも推移で申し上げます。平成25年度で30日以上 of 病休者につきまして、延べ人数で19人、平成26年度で12人というふうになっておりまして、平成27年度は今の時点で集計をしていないところでございます。

○委員（前川原正人君）

当初予算説明資料の中のシビックセンターの維持管理費事業ということで1億4,000万円程度が年間経費というふうになるであろうということですが、別館庁舎が新しくできたときに、その分までの維持管理費というのはどれくらいの金額になるのかシミュレーションをさせていただけますか。

○総務部参事兼総務課長（満留 寛君）

現時点ではそのような試算はしていないところでございます。

○委員（前川原正人君）

まだできていないのでまだだろうと思いますけれども、それでは国分庁舎の別館の建設で、今回23億2,241万6,000円ということなんですけれども、当初は19億円で計画をするよと、そして少し時間を置いて、設計変更とか、より良い施設をとということで、高上をしていくとは思いますが、部長のこれまでの見解では、約22億円から25億円ではないかと、それくらいの範囲内で収まるんではないかというふうにおっしゃった経緯があるんですけれども、今の段階では想定しかできないんですけれども、最終的にどれくらいになるかお示しいただければと思います。

○総務部長（川村直人君）

この予算説明資料の20ページの一番上にありますように、国分庁舎別館建設及び既存庁舎改修事業ということで、先ほど前川原委員は別館がと言われましたけれども、既存を入れてということですので、ですから別館については本体で19億円というのは以前から言ってきておりますので、そのとおりでございます。ただ、インフレスライドなどが発生しておりますので、若干そういった部分については想定しておりませんでしたので、本体部分については上がってもその程度だというふうに考えております。ですからこの既存庁舎の途中でありますけれども、特定天井などの工事が今後始まります。あるいは、議案で出しております2工区のこの既存庁舎とつなぐところの工事とか、そういうものは入っておりませんが、この中に入っているわけです。だからできるだけこういった金額に留まるような形で努力はしていきたいと思っております。

○委員（前川原正人君）

税務全般の問題についてお聞きをしておきたいと思うわけですが、実際その予算組みをされて、税金がどれだけ入るであろうという調停額を見積もって、そして徴収率が何%でと進んでいくわけですが、ただ税金というのは、どうしても前年度所得に対して課税がされますので、次の年度にどうなるのか、災害があったり、様々な事情があって、減免等もしなければならぬという、そういう事例も発生をしようと思っておりますが、お聞きをしたいのは、霧島市市税の課税免除及び減免に関する規則の中で、一番の減免は10分の10、全額ということになっていくと思うんですけれども、例えばここでも10分の3以上、10分の5未満の損害の場合は、どれだけ減免をするということで金額もそれぞれありますけれども、現実にこういう減免を利用する場合、どうしても市民の側としては自分の暮らしとか、そういう自分の家計を守るための施策として行使することはできますけれども、その辺について基本的な部分で、その対応策についてどのようにされているのかお聞きします。

○税務課長（谷口信一君）

今定めてあります規則に関しましては、本人が所得が減ったとか、災害を被ったとかという場合に納期の7日前までに申請していただきたいというようなことで定められておりますけれども、そういうものについて広報とか市報などを通じて皆さんにはお知らせしております。そういう状況です。

○委員（前川原正人君）

予算説明資料の危険廃屋解体撤去工事補助事業、300万円、上限30万円を補助をするというものですけれども、実際お聴きをする話では、とにかく危険でなければならぬということが大前提になっていきますけれども、やはりこれをもっと推進をする方向での取組として、もう少し使い勝手のいいような、そういう制度に改善はできないのかというようなこともあるわけですが、その辺は検討はされなかったのか、あくまでも予算組みをして、危険廃屋だという認定をして初めてゴーが出るわけですが、金額の面だったり、運用の面だったりとか、そういう検討はされなかったのですか。

○安心安全課長（有満孝二君）

今、委員が言われますように廃屋の関係につきましては、主要構造部分が、柱等が完全に朽ちているとか、傾斜角が何度以上であるというようなものが対象になります。また、この補助金につきましては、火災の場合使えないとか、いろいろな要件があるところでございまして、上限が30万円の3分の1補助という形になっております。そこらを使いやすくする形での検討をということでございすけれども、ただ、検討段階の中で、その枠をどこまでという形がございす。例えば、あくまでも個人の所有物件でございすので、その個人の所有財産を次に新しく建て直すから市の補助金を使って、そこをそういう形にしようというのは、市の方向性とは全然違うものであると思っておりますので、委員が言われることもよく分かりますので、今回空き家の法律等も改正になっている部分もございす。また、建築指導課とも協議も行いながら、その部分は検討もしてみたいと思っております。

○委員（新橋 実君）

今、日銀がマイナス金利を打ち出したわけですが、これが霧島市に及ぼす影響というのはどれくらいを考えていらっしゃいますか。

○総務部長（川村直人君）

まだ、この政策は始まったばかりで、国全体の見通しというのは、なかなか専門家でも意見が分かれています。したがって、本市がこのマイナス金利でどう影響するかということころまでは議論はしていないところです。

○委員（新橋 実君）

ということは、今回の予算にはこれは全然反映されていないということで理解していいですか。

○総務部長（川村直人君）

全然と言いますか、例えば今、会計課のほうで資金の運用などもしております。少しでも有利な運用をということなどで預金などもしているわけですが、この預金の利率というのが切り換えなどがあれば当然響いてくると思うわけですが、ただ、先般もそういったことで議論をした中で、私どもで会計課と話をしたときに言ったことは、絶対に元本割れをすることがないような運用をお願いしたい。運用益が高いとしてもハイリスク、ハイリターンではだめですよ。ノーリスク、ハイリターンでお願いしておりますので、その辺は実際の運用でも利子というところ、債権などについてもそれを売れば当然運用益が出てまいりますので、その辺は十分に気を付けるようにということで庁内では話をしているところです。

○委員（新橋 実君）

ぜひとも金利が高いものについては借換等ができればやっていただきたいと思います。あと秘書広報課にお伺いしますが、今回、備品購入でアルファードを購入されますけれども、今現在使っているアルファードの経過年数と走行距離をお伺いします。

○秘書広報課長（有馬博明君）秘書広報課長

今回、市長車の買い替えを予算に上げさせていただいておりますが、2月末現在で13万7,249kmでございます。年数は3年8か月経過いたしております。

○委員（新橋 実君）

3年8か月で約13万km、結構乗っていらっしゃるわけですが、今現在乗っているのもアル

ファードですよね、これは今後どういうことに活用されるのですか。

○秘書広報課長（有馬博明君）

今回の購入に当たりまして、入札の仕様書の中に、現在の公用車である市長車のほうを交換引渡し車両在りということで、下取り価格も含めて入札をするという形になります。仕様書の中に、現在乗っている市長車を幾らで下取りしていただけますか、その分を差し引いて新車のほうの入札価格を提示してくださいという方式になります。

○委員（新橋 実君）

これまでのやり方もやはりそういう形でしたか。

○秘書広報課長（有馬博明君）

そのとおりでございます。

○委員（新橋 実君）

分かりました。あとラジオ広報事業の中に、FMきりしまに委託料299万4,000円と出ていますけれども、これもやり初めて長くないわけですがけれども、この視聴率というのはどれくらいあるのですか。

○秘書広報課長（有馬博明君）

FMきりしまにも何回か確認をしているのですが、FMきりしまのほうでは視聴率のリサーチなどはしていないということで、こちらでも把握はできない状態です。

○委員（新橋 実君）

この299万4,000円という金額はどういった形で決められているのですか。

○秘書広報課長（有馬博明君）

FMきりしまが開局いたしますときに市政番組をぜひということで、委託料幾らが適切かということで協議をした結果でございます。そのときに既に県内に10局ほどFMが開局いたしておりまして、他のそういった自治体の委託料を参考にしながら、それから当然FMきりしま側として、1分当たり幾らという放送料がございますので、それを勘案しながら算定したところでございます。

○委員（新橋 実君）

テレビでもFMきりしまの放送をされていますよね、なかなか聴く人も少ないのではないかと。もう少し聴くような形で、情報公開ももう少しするべきではないかなと思いますので、今後はそういったところにも力を入れていただきたいと私は思います。あと工事契約検査課にお伺いしますが、工事契約検査課の職員は何人で対応されていますか。

○工事契約検査課長（松崎浩司君）

検査グループが建築・土木1名ずつおります。繁忙期につきましてはその2名と工事監査監の任命を受けております工事契約課長の私と総括工事監査監の4名体制で実施しております。

○委員（新橋 実君）

年間どれくらいの検査の数がありますか。

○工事契約検査課長（松崎浩司君）

検査の実施につきましては平成26年度におきましては、全体件数は今ちょっと手元にないんですけども、3月末の検査実施でいますと236件やっております。全体の件数の割合でいきますと、約37%を3月期に実施しております。また、平成27年度におきましては、今現在、担当課のほうから集計をしておりますけれども、3月期には232件の実施予定でおります。

○委員（新橋 実君）

単純に言っても3月だけで見ても、236件ということであれば、1日8件以上、人数が4人いるので、一人ずつ分かれていくということは私は考えられないと思うわけですが、所管課が検査をしたあとに工事契約検査課のほうで検査をされると思うわけですがけれども、1番検査の多い日、これはどのくらいあるものですか。

○工事契約検査課長（松崎浩司君）

今、検査の割り振りを実施しておりますけれども、仮に4名がそれぞれ検査に出た場合に、大体半日で1軒あるいは2件ということで想定をして割り振りをしておりますので、各担当が2件、あるいは3件、4件ということになりますと、それを4人でやっているという件数になると思います。

○委員（新橋 実君）

工事検査についてはなかなか所管課がいて、所管課が検査をやったあとにまた工事契約検査課のほうで検査をするわけですが、書類が非常に煩雑だということで言われるわけです。工事契約検査課も本検査だけで検査をされるわけですが、非常に書類が多ければなかなか半日で見切るとするのは難しいと思いますよ。一部だけを絞って見られるのかもしれませんが、現場をみながら書類を見てというのは難しいと思いますけれども、その辺についてはどういうふうにお考えですか。

○工事契約検査課長（松崎浩司君）

工事の完成検査の実施につきましては当然書類を見て、現場を確認させていただいております。特に3月の繁忙期につきましては、どうしても件数が多くなりますので、まず事前に工事の関係書類を関係課から提出していただきまして、それを事前に目を通すようにしております。なので現場としては通常期とほぼ変わらない検査内容を実施しております。

○委員（新橋 実君）

そうなるのかなり残業も増えるのかなと思ったりします。やはり前もって書類関係を見るときとそれなりの時間も必要だと思いますよ。やはり書類関係について私達もちょっと確認をしたいと思うのですが、全てを同じような形にするのではなくて、もう少し工事に見合ったような形の検査体制の書類を作っていただくような指導もしていただきたいと思いますがどうですか。

○総括工事監査監（有馬正樹君）

書類につきましては、金額の大小に関わらず、検査の内容が定めてありますので、それにのっとった書類を提出していただくことになると思います。

○委員（新橋 実君）

前にもあったのですが、土木工事で下水道工事なんかがありますよね、下水道工事が非常に書類が煩雑で、それが土木工事にも波及して、それが建築工事にも波及したようなことがあったわけですよ。書類がどんどん難しくなったという状況もありましたので、やはりその辺は工事をされる方はですけど、あなたたちはずっと現場をみていらっしゃるわけだから、こういった書類まで必要かということは分かると思いますよ。分かりませんかその辺は。今後はその辺もしっかりと調整をしながらこういう書類までは必要ないとか、その辺はちゃんとチェック体制も取っていただいて対応していただきたいと思いますが、どうですか。本当に全て必要ですか。

○工事契約検査課長（松崎浩司君）

工事関係の書類につきましては、先ほど新橋委員から御指摘があった工事の金額の大小でそれぞれ提出書類の内容を少し見直したらどうかというような内容でしたけれども、あくまでも公共工事というのは、その品質を確認するというのが一番大事でございます。要はそれを何を持って確認するかというと、やはり書類を見て、その中身をどうかというのがどうしても一番重要なところになってきます。今書類につきましては各担当課がそれぞれ請負業者のほうに、こういった書類が必要ですよと事前にリストなり、あるいはそういったものを周知しておりますし、請負業者のほうもその内容についてはある程度理解が進んでいると思います。ですので、今すぐにその書類を一つずつ要る、要らないという判断はなかなか難しいところがありますので、そういった書類等につきましては国の仕様書であったり、あるいは県の仕様書であったり、そういったもので、市のほうもそれに準じた形で提出をしていただいておりますので、そういったところが、もし書類等の内容が変更になった場合は、それは霧島市の工事書類につきましても、それに対応していきたいと考えております。

○委員（前島広紀君）

国分庁舎別館建設及び既存庁舎改修事業について質問します。国分庁舎の増築に関しまして、平成26年度の決算をおおまかな数字で言いますと、平成26年度決算が約3,500万円、平成27年度の補正後が約4億1,300万円、平成28年度の予算が約23億2,200円ということで、おおまかに足しますと27億7,000万円ということになります。それで先ほど部長からも説明がありましたように、庁舎増築は19億円の予定だと。この予算で庁舎別館ができるとすれば、8億7,000万円、それ以外、増築以外に、今使うよということになると思うのですけれども、最終的に既存庁舎の改修、この金額は幾らくらいになると思っていますか。

○主幹兼総務管理G長（出口竜也君）

今委員が言われたとおり27億円代の総額になるかと思っています。19億円弱が本体工事ですが、あと外構、既存庁舎の改修が残りの部分ということで、具体的には既存庁舎にもエレベーターがございまして、エレベーターが耐震基準をクリアするために5台入れ替えをする予定です。また特定天井と申しまして、東日本大震災で話題になりました面積の広い、お客様のたくさん通るところの天井は改修の必要があるということで、こちら1か所は施工が済んでおりますが、6か所、更に現庁舎の空調熱源ですが、こちらのほうもリニューアルしまして、これをもって新庁舎もまかなうということですので、そういった費用を含めまして、9億円ほど掛かるということでございます。

○委員（中村満雄君）

文書法制についてお伺いしますが、情報開示請求で県を通じてインターネットでする仕掛けがあるわけですが、その霧島市の負担金というのはあるのですか。

○主幹兼文書法制G長（立野 博君）

特にございません。

○委員（中村満雄君）

8ページの危険廃屋解体撤去工事補助事業で、牧園で廃屋を見てほしいというのがあって、この前の大雪で瓦が落ちたとかそういうのを聴いて見に行ったのですが、確かにそうだったのですよ。これから先台風とかそういったことが当然起こりますけれども、現在、廃屋になっている建物がよい方向にいくということは在り得ない。だんだん危険度が増していくということは間違いないと思います。先ほど、廃屋の規準というのは傾斜度とかそういったことをおっしゃいましたけれども、現在、市が把握している危険家屋、間違いなくこれは廃屋であって、早く除去すべきだと、そういったふうに把握していらっしゃる数、それと毎年増えていくであろうという予測とかそういったところの予測を教えてください。

○安心安全課長（有満孝二君）

安心安全課のほうで持っている危険廃屋解体撤去補助金交付要綱という形になりますけれども、先ほど申しましたように、上限30万円の事業費の3分の1という部分の解体に要した補助を行うというものでございますけれども、あくまでも今回の国の法改正で、強制的に市が行うとかいうものではなくて、建物を持っている個人の方が壊そうということで、申請をされたものに対して補助を行うものでございます。なので、平成26年度で40件ほどの相談があったところですが、その中で、先ほど申しましたように、柱の傾斜とか、構造物が朽ちている、朽ちていないというような状況を確認させていただいて、その中で補助の対象になったのが半分ほどということで記憶しております。その半分の中で、補助の申請をされた分は、14件になっている状況でございます。全体の危険廃屋の把握というのは建築指導課のほうで把握をしているものだけしかありませんので、安心安全課のほうでは把握していないところでございます。

○委員（中村満雄君）

要は、市が把握している数が幾つであって、その中で持ち主が申請するとかそういったことは別にして、危険だと判定した数というのを今でなくても結構ですから、それは明らかにしておく必要があると思います。近隣の方が我が家に倒れてきそうとか、瓦が飛ぶとかそういったこともあるわけですので、それについては知りたいです。秘書広報課にお伺いしますが、ホームページが今度良

い形にリニューアルするというだけでは聞いているのですが、以前、情報政策課のほうに市のホームページは見難いし、クリックを何回もしないといけないということを指摘したのですが、そういった情報が情報政策課から届いているかお聞かせください。

○主幹兼広報広聴G長（上小園拓也君）G

ただいまの件ですが、平成25年7月に情報政策課へ議員からホームページに対して、扱いにくいと、特にクリックを何回もしないといけないとか、そういうことの御意見を頂いておりまして、その際には、リニューアルする際にその辺も十分検討させていただきたいというふうにお答えしているかと思えます。

○委員（中村満雄君）

ということは、そのような傍から見たら不具合、使いづらいといったことは、今回のリニューアルで是正されているという理解でいいわけですか。

○主幹兼広報広聴G長（上小園拓也君）

そのとおりでございます。

○委員（中村満雄君）

実は議会のホームページを見たときに、何かを更新していたら見るできないと。それについては改善されるということでもいいですか。

○主幹兼広報広聴G長（上小園拓也君）

これまでのホームページにつきましては、職員がそのページを修正する作業に入ってしまうと、公開しているホームページが一旦止まってしまうという現象がありました。今回のホームページについては、そのようなことがないように対応しておりますので大丈夫かと思えます。

○委員（中村満雄君）

新しくなったものを見せていただきますが、その結果で少しおかしいよねとかそういったことがあったら、どのようにしたらいいですか。

○秘書広報課長（有馬博明君）

ホームページのリニューアルにつきましては9月補正で予算を認めていただきまして、今現在、リニューアルの作業中でございます。3月の末に公開できるように準備を進めているところでございます。今、委員から御指摘がございました様々なユーザーの皆様方、あるいは市民の皆様からそういった改善点、要望がありましたら、逐次、お受けさせていただきまして、今後の対応の中で可能な範囲でございましたら当然修繕、改善を進めてまいりたいと思えます。

○総務部長（川村直人君）

先ほど、中村委員から危険廃屋をどの程度市のほうが把握をしているかという御質問でした。これについては以前、市のほうで自治会長さんたちを通じて実態調査をしたわけです。そのときの数字というのは出ているわけですが、その後の危ないといったような詳細な調査までは至っていないと思っております。その辺のところの担当は建築指導課がしておりますので、今の御質問の内要は伝えておきますので、また建築指導課のところでは詳細はお聴きしていただければと思います。

○委員（時任英寛君）

庁舎の別館も形が見えてきつつあります。総務部関係の事業で地方創生関連の事業と言えどどのようなものがあるかをお示しいただきたいと思えます。

○財政課長（山口昌樹君）

地方創生の関係ということで、総務部の関係の予算としては、今、御審議いただいております牧園総合支所庁舎及び牧園老人福祉センター複合施設建設事業とか、総務部はそのようなところを今回、地方創生関係の予算ということで、平成28年度当初予算のほうに計上させていただいているところでございます。

○委員（中村満雄君）

予算説明資料3ページの一番下ですが、人事交流事業負担金、海津市と都城市ということですが、

この予算というのは当然霧島市から先方へ、先方から霧島市のほうにもおいでになっていると思いますが、まず、その人数と1,052万円というのは何にお使いになるのか、霧島市の職員が向こうに行っていて、向こうの仕事をやっているわけですけども、その人件費の負担とかそういったことを含めてお願いします。

○総務部参事兼総務課長（満留 寛君）

この人事交流事業負担金につきましては、そこに記載のありますとおり海津市と都城市のほうに職員を派遣いたしております。その職員の人件費について計上しているものです。海津市が1名と都城市が1名の2名分でございます。

○委員（中村満雄君）

こちらから派遣している人数が1名ずつ、先方からこちらへは派遣されていないのですか。

○総務部参事兼総務課長（満留 寛君）

訂正をお願いします。この人事交流事業負担金につきましては、霧島市から海津市と都城市にそれぞれ1名派遣している職員の分を、負担金として海津市と都城市へ支払うものであります。

○人事研修G長（種子島進矢君）

海津市と都城市の職員を霧島市へ1名派遣ということで相互の交流をしております。それぞれの職員の給与費を、例えば霧島市から派遣をしている職員につきましては霧島市の職員の予算で年度末まで払います。その分は海津市、都城市に請求をして、その分が歳入として入ると、逆に都城市、海津市のほうから年度末まで払っていただいていた分で負担金として請求がきた分を今度は霧島市のほうで払うと、この歳出の予算についてはそれぞれ都城市、海津市で払っていただいていた職員の方の人件費のほうをこの歳出予算で払うという内容になっています。

○委員（中村満雄君）

海津市と都城市については理解をしましたが、県とか国との人の交流はどのように扱われているのですか、こういったお金の支払いとかあるのか、若しくは人数とかといったところを教えてください。

○人事研修G長（種子島進矢君）

予算説明資料2ページの業務支援派遣職員給与負担金というところがございます。こちらのほうで始良伊佐振興局のほうから2名、建築指導課長、まちづくり調整監、こちらのほうに来ていただいております。逆に霧島市のほうから職員を2名、派遣をいたしております。そちらのほうの部分がございまして、林務水産課長補佐を県のほうから業務支援ということで来ていただいておりますので、3名分を払っているということでございます。

○総務部長（川村直人君）

この人事の人件費の分は派遣の形態によって違うわけです。こちらのほうから業務支援という形で来ていただいている分については原則的にお願いしたほうが支払うと。そしてまたこちらのほうから県庁のほうに研修という形で行っている職員、それ以外については研修で行っているわけですので、当然こちらのほうで支払うということになりますので、その形態によってそれぞれということでございます。

○委員（中村満雄君）

この前、宮城県などに市から派遣されたこともあろうかと思いますが、期間を区切ってとかそういうことでしょうけれども、こういった実態があるか教えてください。

○人事研修G長（種子島進矢君）

平成28年度におきまして、長期派遣職員というのは13名を派遣する予定にしておりますけれども、今、申されました気仙沼市につきましては一度霧島市の予算で人件費を払いまして、年度末精算という形で気仙沼市のほうから歳入で負担金としていただいている状況でございます。

○委員（新橋 実君）

18ページの地籍修正事務ですが、誤りを確認できると書いてあるけれども、場所はどこになるの

ですか。

○税務課長（谷口信一君）

平成28年度予算で計上しております、この地籍修正事務にきましては、場所がどこというのを確定しているのではなくて、今後、市民の方から修正の申し出があった場合などにこちらのほうで修正をする場合に支出をするということで、3件分を予算計上しているところです。

○委員（新橋 実君）

間違いがあったというのは、どういった理由で間違いがあったということですか。

○税務課長（谷口信一君）

当時、地籍調査におきましては職員が多くの区域を担当していた関係がありまして、なかなか、結線の線を結ぶところを間違っていたりとかがありまして、今30年、40年経っておりまして、当時のことを知る人が余りいなくて、なかなか難しいところもあるのですけれども、周りの方がこの線は間違っているよという話が得られれば「当時、間違ったのですね」ということで修正をやっているという状況です。

○総務部長（川村直人君）

見込み計上ですので、何か地籍の錯誤などがあって、これはちょっと修正をしてもらえないだろうかというような申し出があったときに、そういった修正が必要な場合に、それに掛かる分の委託料ということですので、申し出がなければ執行はゼロです。

○委員（新橋 実君）

これについては本人だけがしても相手の方が、これは違うと言えできないわけですけれども、その辺についてはどういうふうな形で対応するのですか。

○税務課長（谷口信一君）

当然、今、私が説明しました、この結線の間違いがあれば、増える人もいれば減る人も出てくるということでございます。ですから、一方的に話を聞くのではなくて、法務局で登記をするにしても周りの方の了解というのが必要になりますので、その辺は了解を得てから修正をするというやり方をやっております。

○委員（新橋 実君）

これは、毎年予算が上がってくると思うのですけれども、結構、市に依頼があるものですか。

○税務課長（谷口信一君）

平成27年度で3件の修正を行っております。

○委員（新橋 実君）

その人が1人ではなくて、周りの方、皆さんが認めてこれが間違っているよと、お互いに納得されて、今、言われたように、平成27年度は3件の方がされたということですが、それに納得されて境界が決定したと。こういうのが霧島市内にはどれくらいあると考えていますか。

○税務課長（谷口信一君）

修正するべき件数ということでございますけれども、合併してからは毎年、修正件数は四、五件ずつ毎年やっております、やはり、相談に来られる方もいらっしゃいますので、まだまだこのくらいの推移をしていくのではないかと考えております。どのくらいあるかというようなことについては、まだちょっと想像がつかないということでございます。

○委員（平原志保君）

4ページの市政顧問弁護士事務の費用ですが、こちらの内容ですが、具体的件数は何件くらい扱われるのでしょうか。

○主幹兼文書法制G長（立野 博君）

市政顧問弁護士の庁内の問題についていろいろと疑義が生じたり、解釈をどうしたほうがいいのかとか、法的な専門的なことに関して、顧問弁護士に相談を行っているのですけれども、平成27年度は現在のところ21件相談しています。

○委員（平原志保君）

例えば、この間も市の車と一般の車の事故とか、消火栓の事故とかありましたけれども、こういう方をお願いするということはできないのですか。

○主幹兼文書法制G長（立野 博君）

担当課から保険会社とか被害者の方とか話をする中で示談が難しいとか、双方納得できる状況ではないとか、そういうのが出てくれば弁護士をお願いすることもあるでしょうけれども、訴訟等になればお願いするでしょうけれども、今回の場合は示談が成立したということで、弁護士までいかなかったということでございます。

○委員（平原志保君）

この前の消火栓の事故では相手方は弁護士を出してきてと説明で伺ったのですが、100対0になったりとかいうのが続いていますので、やはりそういう数字が出てくるときには、こちら側もしっかりと弁護士を出すべきではないかなと思いますので、今後の活用法というか、かなり大きくならないと頼ったりはしないのでしょうか。

○財産管理課長（池田宏幸君）

公用車の事故に関しましては財産管理課のほうで事故対応等の事務処理を行っております。それで、基本的に市の公用車は全国市有物件災害共済会という共済に加入しています。そちらは福岡県に九州支部はあるのですけれども、こちらのほうで示談をしていただいて、その結果について、この示談でどうでしょうかというような形で責任割合というものが示されると。それで、こちらが了承すれば、場合によっては予算に計上して、あるいは、議会で御報告するというような形で対応いたしております。提示をされた段階で難しい案件が、こちらのほうが納得できないということですとか、法律上の疑義が生じた際には、総務課を通じまして、顧問弁護士に相談をするということもあろうかと思っておりますけれども、基本的には市有物件共済会のほうで示談をしていただいているという状況でございます。

○主幹兼文書法制G長（立野 博君）

今回の顧問弁護士業務委託の予算につきましては市政全般にわたる争いごと、その他法律事項について、顧問弁護士に相談するのを委託している件でして、訴訟になってくればまた別件として、顧問弁護士に委託する形になります。

○委員（前島広紀君）

15ページの西郷公園運営事業について質問します。今までは大体年500万円くらいの予算であったと思っておりますけれども、今回698万5,000円、この理由、運営形態についてお尋ねします。

○財産管理課長（池田宏幸君）

西郷公園についてはこれまで、県内の企業に売店のところを使用していただいております。使用料収入が入ってきていたところでございます。併せて、そちらの業者に公園自体の門や建物自体の開閉というようなことをしていただいていたわけですが、こちらのお店が昨年末で閉められたということでございまして、その辺の管理費用、朝、門を開けて、夕方、門を閉めて掃除をしたり、そういう経費を直接市で支出をしなければならなくなったと。今まではお店をされるので、門や建物を空けていただいていたのですけれども、その辺の費用が別に必要になりまして、全ての管理費用について、こちらのほうで支出をしないといけなくなりましたので、その分を新年度の予算1年分を、365日管理人を置くための人件費とか、そのほかの高熱水費等を計上したと。今までは管理人は置かずとも、借りていらっしゃる方が管理をしてくださっていたということでございます。

○委員（前島広紀君）

この件に関しましては、予算委員会でもたびたび同僚議員が質問してきた経緯があると思います。こういう話がよく出ました。家賃が高いのではないかなと。家賃を下げれば借りる人が継続できるのではないかなとこの席でも質問された経緯がありますが、そのときに家賃を下げれば、その方は継続して借りていたのかもしれませんが。そのときに管理費が上がるよと指摘された

のですが、そのあたりに関してどのようにお考えでしょうか。

○総務部長（川村直人君）

この西郷公園の維持管理費については、これまで売店をされていた方の御都合で止めたいということでございましたので、せつかくの西郷公園で様々な資料などもありますので、当分は直営でやっていく、その直営のための経費が今回形状してあるわけです。ですから、先方のご都合で止められたということでございます。それで、今後の西郷公園の在り方についても、民間の方々も一緒になって、西郷さんの像なども多額の寄附などでああいう形で今あるわけですので、そういう活用も含めた形で今後どうするかというのは、協議をしていくということになっているところでございます。

○委員（前島広紀君）

今回は委託料として350万円計上されておりますけれども、この委託先というのはどういうところですか、それとも、今後また誰か借りてくださる方を探して、今までのようにやっていく考えもあるのですか。

○財産管理課長（池田宏幸君）

管理委託については、シルバー人材センターを予定しております。売店の新しい入居のことについては、今後検討してまいりたいと思います。

○総務部長（川村直人君）

今後の在り方を協議していくという申しましたが、ずっと訪れる方々の数も減ってきておまして、収支の面でも問題があったわけですね。今の場所がちょうど塀で囲まれて、道路側の木も茂ってきていて、なかなか見にくい状況にあるわけです。それと駐車スペースの問題もあたりとか、それから、空港側から来るところに信号機も付いていたわけですが、空港側からの出入口がなくなりまして、前とは違う状況になっているわけです。それで、検討する中で、どういう形の西郷公園への通路と言いますか、どういう動態であれば車両が入ってきやすのかとか、それから西郷さんの像がどういう形でしたらもう少し見やすくなるのかとか、いろいろ出まして、西郷公園そのものを今のままでは、建物を第三者にお貸しして使ってもらおうというこれまでのやり方であれば見てくださる方なども少ないというような懸念をしているわけです。ですから、そういう抜本的な見直しを含めた在り方というのを検討していかなければならないということで、今、検討は続けているところでございます。

○委員（塩井川幸生君）

牧園総合支所庁舎のところでは少しお聴きしたのですけれども、牧園小学校の隣に牧園農村活性化センターという県の施設があるのですが、今度、下のほうに支所と老人福祉センターの複合施設を造ることには私は賛成なのですけれども、牧園農村活性化センターとの関連で、あそこも近いと言えば近いですね、200mくらい離れているだけなんですけれども、牧園農村活性化センターとの相互利用も考えて、今後当たっていただきたいと。すごくいい施設がありますので、そこらもだぶって県は県で立派なものを造っているのですが、なるべくだぶらないように総合的にいい建物を造っていただきたいと思いますが、いかがですか。

○総務部参事兼総務課長（満留 寛君）

委員会の前半の部分でお答えしたところですが、牧園農村活性化センターにつきましては、牧園保健センターの代用といいますか、健康診断等を牧園保健センターのほうで、今後実施していくということで、先ほど申し上げました牧園農村活性化センターの裏の駐車場整備をしていくという形でございます。

○委員（厚地 覺君）

この牧園農村活性化センターは農業用施設で造ったわけですが、それを今度は保健センターとして使うとすると、補助金とは関係ないわけですか。

○総務部長（川村直人君）

これを常時使えば目的外使用ということですが、いつも使うわけではないと聞いておりますので、そこについては全く保健センターの業務をそこでずっとやっていくということではないですので、問題はなかろうかと思えます。

○委員（厚地 覺君）

それなら一時的にというか月に一、二回使用する程度で、やはり農村活性化センターの部分は残すと。加工施設もそのまま残すということでもいいわけですね。

○総務部長（川村直人君）

そのとおりです。農村活性化センターの中の改修というのは今のところ考えていないところです。

○主幹兼総務管理G長（出口竜也君）

総務部の予算説明資料の中段、総合支所維持管理事業について五つの総合支所の内訳をお示しく下さいということでした。溝辺総合支所が1,730万円、横川総合支所が1,190万円、牧園総合支所が2,330万円、霧島総合支所が1,620万円、福山総合支所が下のサービスセンターも含めて1,290万円、以上が内訳でございます。

○委員（時任英寛君）

財産管理課で未登記物件の解消に係る経費を毎年組んでおられます。当然、財産管理課ですから普通財産の部分についての未登記部分を解消するための事業ですけれども、農林水産部が例年指摘をするだけけれども、未登記が出てこないのですね。このあたり市有財産の管理という観点からまいりますと、当然、農林水産部の行政財産の未登記の部分というのは結構あるわけですが、例年予算措置がなされていないと、このように認識をしておりますが、結局、予算申請が上がってきて査定をしていくわけですが、そのあたりの部分については、協議がなされているのか、お尋ねします。

○財産管理課長（池田宏幸君）

特に市有地に関する登記等の事務につきましては、建設部のものを除いて財産管理課で業務は行うということになっておりますので、農林水産部から当然、未登記の物件があったりとかということで、個別案件ごとに協議が整えば、私どもで所管をしております委託料の中で、境界確定とか分合筆とか、あるいは所有権移転とかいうような登記事務を行うということになってまいります。

○委員（時任英寛君）

財産管理課のほうで建設部以外の行政財産の未登記の分につきましても、全てを対応していくと、このように理解してよろしいですか。

○財産管理課長（池田宏幸君）

委員のおっしゃるとおりでございます。

○委員外委員（植山利博君）

19ページの固定資産評価替事務に8,856万2,000円計上されておりますが、先ほどの説明の中で30年度に向けての予算措置だという説明があったわけですが、これは何年に1回評価替をされますか。

○税務課長（谷口信一君）

3年に1回となっております。

○委員外委員（植山利博君）

平成28年度の予算説明の中で、評価替の下落修正により固定資産税が減になったと、1.6%の減になっているわけですが、平成28年度の下落修正、これは今おっしゃった3年に1回の評価替による修正ではないという理解でいいですか。

○主幹兼固定資産税G長（江口元幸君）

今回、平成28年度に行う下落修正については3年に1回の評価替とは別の事務でございます。

○委員外委員（植山利博君）

ということは、市独自の市長の政策的判断による下落修正の結果だという理解でいいですか。

○税務課長（谷口信一君）

この下落修正につきましては、地方税法の中で価格の下落が認められる場合はやりなさいとなっております。言われるとおり市長の決裁をもらってやるようなものでございます。

○委員外委員（植山利博君）

これは、することができるというふうになっているんだらうと思うのですが、結局、市長の政治的な、今の経済状況を判断した上での政策的な対処の仕方だろうと理解をするのだけれども、今年度の個人市民税の伸びも予算措置をされているわけですね。それでもう1点確認させてもらいたいのですが、法人市民税の減は法人市民税率の見直しによるものだという説明ですが、法人市民税の見直しがなければ税収増が見込まれるという判断をされているのではないかと思います。その税率の減による、減の幅と、税率の変更がなかったときの法人市民税の伸びをどのように積算されて、この法人市民税が計上されているのかお示してください。

○税務課長（谷口信一君）

平成28年度予算におきまして、税率改正が14.7%から12.1%になったという減額を見込んでいるわけですが、これにつきましては約1億円見ております。それから景気回復による法人税割の増分というのを5,500万円ほど見込んでおります。

○総務部参事兼総務課長（満留 寛君）

先ほどの牧園農村活性化センターでの検診等の利用状況でございますが、現在、牧園保健センターのほうで、実施されております各種検診が年に11回程度ということでございます。時間につきましても1時間から2時間の間ということでございます。

○委員外委員（宮内 博君）

予算説明資料18ページの地籍修正事務でお尋ねします。地籍修正が必要とされる件数についてはどれほどあるかというのは、掴んでいないということであったわけですが、私どもが今年受けた相談の中に市の工業団地の入口の道路が平成2年に道路として建設をされているんだけれども、それがそのまま民有地のままで登記上は残されていたと。代金は既に払われていたという例がありました。新しく土地を購入された方がそこも含めて所有者に払っていて、二重払いになっているという、こんなことがあったんですけれども、長く放置すればするほど事が大きくなるという例の一つだろうというふうに思うのですけれども、これは合併前の行政側の事務がそこで止まっていたということによるものだったのですけれども、執行部のほうでは、そんな形で残されているものも市全体でどれくらいあるかということについても分かっていないということでは理解していいですか。

○委員長（常盤信一君）

しばらく休憩します。

「休憩 午後 2時23分」

「再開 午後 2時24分」

○委員長（常盤信一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○総務部長（川村直人君）

これまでの市が絡んでいる用地の買収、処分などについて、様々な未解決部分というか、そういうものがあるのも現実でございます。ただ、何か問題があったときに発覚するというのがよくあるケースですので、先ほど税務課長が答弁しました地籍事業については民民の部分がほとんどですので、そこら辺で民民でどの程度の地籍の錯誤があるのかというのは分からないと。それと市の買収などについても、そのときそのときで適切に事務が成されていれば問題はないと思うのですけれども、やはりそういう案件というのは出てきてやはり訴訟になったりとかしております。やはりそういう用地の登記事務についてはしっかりしていかないといけないわけですが、合併前からずっとそのままになっていて、相続人関係でもたくさん相続人がいて、なかなか登記が直らないとか、そういうことも現実的にも抱えております。少しずつでもそういうものが解決できるように今後も努

力していきたいと思えます。

○委員外委員（宮内 博君）

そういった事案については、全体でどれくらい残っているかということは掴んでいるということで理解していいのですか。

○総務部長（川村直人君）

今、そういった抱えている案件というのは当然あるわけですが、これがそれぞれの部署でどの程度あるかというのは把握はしていないところでございます。

○委員外委員（宮内 博君）

先ほど冒頭申し上げましたように、年数が経てば経つほど相続人の数は増えていくわけですね。ですから余計複雑になっていくと。当然、それに要する費用も多額に上ってくるということになります。市にとってもいいことはほとんどないという。ですからぜひ、こういったケースがあったときに全体でどうなのかということ再度確認をする。そういったものの解消のために集中して取り組むという、そういう作業はぜひ進めていただきたいというふうに思いますので、要請をしておきたいと思えます。

○委員長（常盤信一君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで総務部関係の質疑を終わります。しばらく休憩します。

「休憩 午後 2時27分」

「再開 午後 2時45分」

△ 議案第37号 平成28年度霧島市交通災害共済事業特別会予算について

○委員長（常盤信一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第37号、平成28年度霧島市交通災害共済事業特別会予算について、審査を行います。執行部の説明を求めます。

○総務部長（川村直人君）

議案第37号、平成28年度霧島市交通災害共済事業特別会計予算について、御説明を申し上げます。この特別会計予算には、交通災害共済事業を実施するのに必要な見舞金や事務に要する経費等を計上いたしております。詳細につきましては、安心安全課長が御説明申し上げますので、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○安心安全課長（有満孝二君）

平成28年度霧島市交通災害共済事業特別会計予算について、御説明いたします。その前に事業全般について御説明を申し上げます。御承知のとおり、交通災害共済事業は相互扶助を基本とし運営されている事業で、交通事故により死亡又は傷害を受けた加入者に対し、掛金を原資として見舞金を給付する事業であり、交通弱者である小・中学生と75歳以上の高齢者に対しては掛金を免除しております。事業につきましては、厳しい運営が続いており、交通災害共済基金からの繰入金を行うと同時に、一般会計からの繰入も行いながら事業を継続してまいりました。また、平成24年4月1日からは見舞金の減額を行うなど、対策を講じているところでもございます。それでは、平成28年度霧島市交通災害共済事業特別会計予算の中身について御説明いたします。まず、歳入でございますが、予算に関する説明書 459・460 ページ（款）1 事業収入、（項）1 事業収入、（目）1 共済掛金収入、（節）1 共済掛金収入で1,250万円を計上いたしておりますが、免除者を除いた一般加入者2万5,000人分を見込んでおります。次に、予算に関する説明書 461・462 ページ（款）2 繰越

金、(項) 1 繰越金、(目) 1 繰越金、(節) 1 繰越金で 780 万円を計上いたしておりますが、平成 27 年度事業からの繰越し額を見込んでおります。次に、予算に関する説明書 463・464 ページ(款) 0 繰入金、(項) 0 一般会計繰入金、(目) 0 一般会計繰入金、につきましては、廃款としております。続きまして、歳出でございますが、予算に関する説明書 465 ページから、予算説明資料は 21 ページになります。(款) 1 総務費、(項) 1 総務管理費、(目) 1 交通災害共済管理事務費で 330 万円を計上いたしております。その内訳につきましては、交通災害共済審査会費で、見舞金に関する重要な事項が発生したとき審査するための会議開催に伴う委員への費用弁償として 6 万 6,000 円を計上いたしております。次に、その他交通災害共済管理事務費で、交通災害共済事業特別会計の事業運営に係る事務費等として、323 万 4,000 円を計上いたしております。その主なものと致しましては、(節) 11 需用費の 70 万 5,000 円のうち、印刷製本費 65 万円につきましては加入申込書兼納付書や加入促進用チラシ等の印刷代でございます。また、(節) 12 役務費、通信運搬費の 251 万 9,000 円は、加入申込書兼納付書の郵送料料でございます。続きまして、同款項で(目) 2 交通災害共済見舞金で 1,600 万円計上いたしております。その内訳につきましては、死亡見舞金で 400 万円、傷害見舞金で 1,200 万円を見込んでいただいております。次に、予備費でございますが、100 万円を計上いたしております。以上、平成 28 年度霧島市交通災害共済特別会計予算として歳入・歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2,030 万円とし計上いたしておりますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長(常盤信一君)

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員(前川原正人君)

小・中学生と 75 歳以上の高齢者に対しては掛金免除ということですが、28 年度の当初予算でどれぐらいの人数になるのかお示しいただけますか。

○交通防犯G長(鮫島政昭君)

平成 28 年度におきましては、小・中学生が 1 万 1,158 人、高齢者が 1 万 7,090 人の合計 2 万 8,248 人になります。

○委員(前川原正人君)

予算に関する説明書の 464 ページで、前年度は 1,007 万円の予算だったのですが、これは、一般会計からの繰入金は 28 年度はやらないということで、廃款になっているわけですが、共済金の見舞金が少ないということは、そういう事故等がなかったという解釈にもなるわけですが、万が一、支出見舞金が急激に上がるようなことがあった場合は、財源の手当てはどのように対応をしていくというふうにお考えなのでしょうか。

○安心安全課長(有満孝二君)

平成 26 年度決算から 1,400 万円ほどの繰越しを致しております。その財源があったことに伴いまして現在、平成 28 年度も繰入れをする必要がないような状態であるということでございます。委員が言われますような、もし、見舞金の増額という形になると致しました場合、するとしたら条例改正からしていかないといけないものでございますけれども、もし、そのような状況になって、見舞金が足りないという形になりましたら、また補正というような状況が出てくるのではないかなと思っております。

○委員(中村満雄君)

2 年前の予算委員会的时候に、こんな事業をいつまでやるんですかと、私は申し上げました。当然、こういったのも民間でいっぱいあると。わざわざ市が、何でもこういったことを、我が家にも案内状が届きました。それをまた配布の費用ということで、印刷屋さんも含めて 300 万円超すわけですよね。いつまでお続けになるんですか。2 年前に、廃止も含めて検討するとおっしゃいましたので、そこらの経緯から伺いたいんですが。

○総務部長(川村直人君)

今後の方向性をどういうふうに考えているかというお尋ねだと思います。委員おっしゃるとおり、こういった事業は民間にもあるので廃止をしたほうがいいんじゃないかという御意見がある一方、続けていただきたいという御意見もあります。ですから、本市としてどういう方向性でいけばいいのかということで、検討を続けているわけですが、以前は議会のほうでも、我々当局側は廃止の方向でおったわけですが、続けていくべきではないかという議会からのそういった御意見なども勘案して、現在まで至っている経緯がございます。それで、今回、先ほど前川原委員のほうからもありましたが、一般会計からの繰入れは必要としておりません。これは26年度から27年度に一般会計からの繰入れをしているわけですが、27年度で精算なども特にしないということで、そのまま繰越しとして残っているわけですが、財源として。それで、一般会計からの繰入れをしないままで28年度は大丈夫じゃなかろうかと。それと、今年特に見舞金が従来に比べれば少ないわけですので、これは非常に事故が少なかったということで喜ばしいことなんですが、このような状況であれば、29年度も一般会計からの繰入金はなくてもやっていけるのではないかというような、今のところは見通しを立てております。ですから、29年度中の早い時期までには、市が今後この交通災害共済事業をどうしていくかというのは結論を出さないと、今の時期に納付しますので、印刷をどうするかとか様々な問題がありますので、29年度の早い時期にはこの在り方というのを決定していかなければならないというふうに考えております。

○委員(平原志保君)

手元にパンフレットがないので、今ちょっと確認できないんですけども、私は申し込んだんですが、申込みを読んでたときに、小・中学生の見舞金を請求する場合は、その保護者、請求者がこの保険に加入しなきゃだめですよというようなことが書いてあった気がするんですね。前回はそうだったかなと、ちょっと記憶にはないんですけども、そこら辺はどうなんでしょうか。

○交通防犯G長(鮫島政昭君)

今の御質問は、掛金免除者の場合の、死亡金の見舞金の請求に限りましては、見舞金を請求する方については加入者でなければなりませんということで要綱で決めております。一般加入者の場合は、通常どおり世帯の方の加入で請求できます。

○委員(平原志保君)

その掛金免除者の方は、保護者の方が必ず入るようにはなっているのでしょうか。漏れなく伝わっているのでしょうか。

○安心安全課長(有満孝二君)

漏れなく入るという形ではございません。あくまでも本人の意思になっておりますので、保護者の方の加入については、入らないといけないという要件にはなっていないところでございます。

○委員(平原志保君)

せっかく制度があるので、最大限生かしていかなければいけないので、小・中学生の方でそのような対象の方にはきちんと伝えるように、存在すら知らない方もいるかもしれないので、年度末か新学期に合わせて市内のPTAの方たちには伝えるようにしといたほうがいいんじゃないかと思います。

○交通防犯G長(鮫島政昭君)

先ほど要綱と申し上げましたが、規則の間違いでしたので訂正いたします。それと、免除者の支給につきましては、検討委員会をする中で、見舞金の制度は掛金による運用が基本だということで、免除者に対する見舞金を県外の方に支給するのはおかしいのではないかというような御意見も頂きまして、検討した中で条例改正を行いまして、免除者が見舞金については、共済制度に加入している人でなければ請求できないと取り決めたところでございます。

○副委員長(木野田誠君)

私は、26年の予算委員会において、この件で発言させていただきましたけれども、これは続けていただきたいと。これも長い歴史を持った保険ですし、自分のことで申し訳ないですけど、私も息子

の自転車の事故で使わせてもらいました。平たく言えば、一輪車を押していて事故を起こしても保険金が出ますよというぐらいの、そういうふうに言われた保険ですし、掛金が500円ですよ。今はやりのワンコインで保険が掛けられるわけです。やっかいになっている人は身近にもたくさんいるのではないかなと思っっているのですけれども、ただ一つ気になることは、相互扶助を基本という形で書いてありますが、小・中学生が無料、75歳以上の方は無料という形でこの保険に加入できる。はたして、これが相互扶助と言えるのかどうか、ここをどういうふうに捉えてらっしゃるか、まず、そこからお伺いします。

○総務部長（川村直人君）

この事業には、合併前から様々な経緯があります。それで、合併当時は非常に旧国分市のほうが、この事業に対する基金を持っていました。つまり、加入者が多くて、その割には見舞金が少なかったものですから、どんどんたまって行って、不足する場合はその基金を活用していたと。ですから、一般会計からの繰入金なんていうのはなかったわけです。それが合併して免除者もずっと引き続いて今日に至っているわけですが、一時は非常に見舞金が増えて、26年度が1,290万円、大体1,300万円くらいですけども、この倍くらいする年もあったわけです。ですから、非常にその掛金の割には見舞金が多くなって、非常にこの特別会計の財政状況が悪くなったと。そして、基金は今もう枯渇しておりますので、基金は全然ありません。ですから、先ほど中村委員がおっしゃったような御意見もありますし、一方では木野田委員もおっしゃったように、この共済制度で助かっている方々もいらっしゃるわけです。ですから、先ほど相互扶助と言いましたけれど、相互扶助というのは先ほど言いましたように、そういった掛金だけで十分やっていた時代もあったということでございます。ですから、最初答弁しましたように、今後の在り方につきましては、そういった賛否両論あることは承知をしておりますので、そういった廃止も含め、さらにもし続けていくのであれば、掛け金の見直しをすとか様々な方法があると思いますので、またそういうことを念頭に置きながら今後、方向性を協議していきたいと考えております。

○副委員長（木野田誠君）

1市6町で合併前の掛金がそれぞれ一緒だったのかどうか分かりませんが、確か350円ぐらいで始まったと思うんです。私が前参加したこの予算委員会では、せめて小学生、中学生は無料としても、大人の方は全員ちゃんと500円ずつ頂くようにしたらどうですかというような発言をしたかと思いますが、29年度に向けて見直しがされるということでありますので、ぜひそこは先ほども言いましたようにワンコインですので、十分もんでいただいて、大人の方については有料にして、この事業を継続していくという方向性で考えていただきたいと思います。

○総務部長（川村直人君）

一度は、見舞金の金額もそういう状況が厳しいということで、引下げをした経緯もあります。ですから、今後続けていくとすれば、歳入を増やすか歳出を減らしていくことになるわけですが、一度、見舞金は減らしておりますので、今後、見舞金の金額を減らすというのは、なかなかもうこれ以上厳しいのではないかと。ですから、あと続けていくためには免除者の対象を減らしていくとか、あるいは掛金を上げるとか、様々な方法が事業継続するためにはあるかと思っいます。いずれにしても、廃止も含めて、29年度の早い時期までには決定をしていきたいと考えております。

○委員（時任英寛君）

先ほどの説明で、一般加入者を2万5,000人という御説明がなされました。ただ、この申込み、申請書につきましては、全員に送付されていると認識してよろしいですか。その減免者、小・中学生と75歳以上以外の対象の方には、基本的に全員に送付されているということですか。

○安心安全課長（有満孝二君）

はい。今、委員が言われるすとおおりです。75歳以上の方々がいらっしゃる世帯というところには届いてないと思っいますけれども、先ほど平原委員のほうからありましたように、小学生がもしら

っしやるところであれば、免除者である小・中学生がいらっしやるところであれば、必ず保護者もいらっしやると思いますので、そこには届いているものであると考えております。

○委員（時任英寛君）

先ほどから議論があります相互扶助の考えで、この制度が成り立っているわけです。保険金というお話がありましたが、あくまでも見舞金ということでございます。要は、2万5,000人の一般加入者で積算をし、予算計上をされておりますが、あとの7万人くらいが未加入ということなんですよ。だから、相互扶助という観点から言っても、かえって一般加入者だけを見てみれば、加入されていない方のほうが多いという流れの中で、今度どういう考え方でいくかということを検討していただかないといけないと思うわけでございます。1点お聞きしたいのは、議案で出てきております市の責任の下での事故がございます。道路における交通事故についても当然、加入者であれば、その対象になると、このように認識してよろしいわけですね。

○安心安全課長（有満孝二君）

基本的に交通事故というものであれば、対象になるということで考えております。

○委員（中村満雄君）

今、この事業に携わっている市の職員は何人ですか。

○安心安全課長（有満孝二君）

事務割合がどのくらいかというのも出てきますが、交通防犯グループという形の中では、グループ長を始め職員が、警察からの出向の方を入れて2名。あと、嘱託職員が2名となっております。

○委員（中村満雄君）

専任ですか。ほかの仕事もされているんですか。

○安心安全課長（有満孝二君）

専任はおりません。兼務という形でございます。

○委員（中村満雄君）

ということは、換算したら、何人分の仕事になりますか。

○交通防犯G長（鮫島政昭君）

担当は1名おりますが、全体的な業務でいきますと、受付、支払い事務等がございますので、大体3分の1程度の事務割合になるかと思っております。そのほかの職員につきましては、支払い事務等の必要がありませんので、割合は5分の1くらいです。

○委員長（常盤信一君）

ここでしばらく休憩します。

「休 憩 午後 3時10分」

「再 開 午後 3時11分」

○委員長（常盤信一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○交通防犯G長（鮫島政昭君）

ただいまの質疑につきましては、業務のほうは一人で終わります。そのほか、総合支所につきましては、受付事務と支払い事務等を行っている人員が一人ずつおります。

○委員長（常盤信一君）

ほかにありませんか。

○委員外委員（植山利博君）

確認をさせてください。小学生・中学生は免除されています。ゼロ歳児から未就学児は負担があるという理解でいいですか。

○安心安全課長（有満孝二君）

はい。そのとおりでございます。

○委員外委員（植山利博君）

私もこれまで認識不足で、てっきり小学生・中学生以下はないものだという認識を持っておりました。調べてみましたら、ゼロ歳児から未就学児はきちっと500円の負担をしているということですので、29年度には全体的な見直し・検討をするということですので、子育て支援が言われる中、地方創生の中で、このことも含めて制度設計を検討していただきたいと思いますが、いかがですか。

○総務部長（川村直人君）

この共済事業は、霧島市交通災害共済条例という条例に基づいて行っております。ですから、この制度を今後、どういう制度設計をしていくかというのは、この条例改正をしないとできないわけです。ですから、最終的には議会の皆様もこの制度を、どうしていくかという御判断も頂かなければなりません。ですから、先ほど申しましたように、その辺も含めて。何も議会のほうに御相談をしないまま、いきなり条例で改正をしますとか、廃止をしますとかを出しても、なかなか難しいと思いますので、一定の方向性が出ましたら、御相談を申し上げたいと思っております。

○委員長（常盤信一君）

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、これで議案第37号の質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午 3時14分」

「再開 午 3時17分」

△ 議案第33号の続き

○委員長（常盤信一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第33号について、企画部関係の審査を行います。委員並びに執行部の皆様をお願いいたします。審査を効率的にするために、委員からの質疑は議案以外に関する内容は、できるだけ控えていただきたいと思っております。また、簡潔に御発言ください。さらに、執行部の答弁も簡潔をお願いいたします。それでは、執行部の説明を求めます。

○企画部長（塩川 剛君）

議案第33号、平成28年度霧島市一般会計予算のうち、企画部関係の概要につきまして御説明申し上げます。企画部における平成28年度当初予算は、市政全般の総合調整に要する経費を始め、地域公共交通の確保、移住定住の促進、市民参加によるまちづくりの推進など、地域活性化を図る事業のほか、地域情報化基盤の整備に関する事業、行政改革や電算管理など効果的で効率的な行政運営を図る事業に要する経費等について、計上を致しております。霧島市ふるさと創生総合戦略の推進にも関連する事業と致しまして、平成28年度当初予算説明資料に掲げております企画部関係の主要事業と致しましては、霧島市総合計画の施策体系の中の「1. 快適で魅力あるまちづくり」の「②交通体系の充実」の新規事業として、「鉄道橋耐震対策事業」「JR国分駅バリアフリー化促進事業」及び「霧島市地域公共交通網形成計画推進事業」に要する経費を、「6. 共生・協働のまちづくり」の「①市民参加によるまちづくりの推進」の拡充事業として、「地区活性化支援事業」及び「移住定住促進補助事業」に要する経費を、「7. 新たな行政経営によるまちづくり」の「②信頼される行政経営の推進」の拡充事業として「総合計画管理事業」を、新規事業として「霧島市産学官連携推進事業」に要する経費をそれぞれ計上いたしております。以上で、私からの総括説明を終わらせていただきますが、詳細につきましては各担当課長が御説明を申し上げますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます

○企画政策課長（堀切 昇君）

[予算説明資料に基づき説明]

○行政改革推進課長（橋口洋平君）

[予算説明資料に基づき説明]

○共生協働推進課長（西敬一朗君）

[予算説明資料に基づき説明]

○情報政策課長（西 潤一君）

[予算説明資料に基づき説明]

○委員長（常盤信一君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（厚地 覺君）

企画政策課のほうに伺いますけれども、霧島市温泉資源の保護及び適正な利用に関する調査検討委員会が設置されましたけれども、これのメンバーは公表できますか。

○企画政策課長（堀切 昇君）

それでは、霧島市温泉資源の保護及び適正な利用に関する調査検討委員会のメンバーを申し上げます。まず、識見を有する方が4名いらっしゃいます。国立研究開発法人産業技術総合研究所の名誉リサーチャーの野田徹郎氏、国立大学法人鹿児島大学名誉教授の坂元隼雄氏、福岡大学理学部地球圏科学科教授の田口幸洋氏、公益財団法人中央温泉研究所所長の益子保氏、地域住民の代表といたしまして、霧島市商工会副会長であります大庭勝氏、温泉関係団体の代表者で霧島温泉旅館協会の会員であります蔵前壮一氏、最後になります、環境関係団体の代表者でございます霧島市環境対策審議会副会長であります石窪奈穂美氏、以上7名でございます。

○委員（厚地 覺君）

このメンバーでもう会合はなされたと思うんですけれども、その温泉掘削に対する意見というのは、どのような結果で県に出されたんですか。

○企画政策Gサブリーダー（柳田謙一郎君）

昨年の11月に第1回の委員会を開催いたしまして、その中で提出のありました事業計画3件について審査を行っております。委員会の中で出た意見について、おおまかに申し上げますと、大きく言いますと、温泉影響について、それから事業の健全性等について、このような項目について細かく意見を出しております。例えば、掘削計画自体に問題がないかであるとか、周辺の源泉に影響ないか確認をする必要があるなど、ということにつきまして意見を出しまして、その意見書を取りまとめまして、県の温泉審議会のほうに提出いたしております。

○委員（厚地 覺君）

この検討委員会は1回だけ開かれたわけですか。

○企画政策Gサブリーダー（柳田謙一郎君）

委員会は事業計画の提出に応じて開催いたしますので、今回は、その提出のあった1回分について、1回開催いたしております。第2回を予定をいたしましたけれども、その際には提出がございませんでしたので、開催いたしておりません。

○委員（厚地 覺君）

次に、5ページですけれども、歳入の電源立地地域対策交付金、これは従来ずっとこの金額で入っていたわけですか。

○企画政策Gサブリーダー（柳田謙一郎君）

電源立地交付金につきましては、毎年、県のほうで県内の各市町村と県の方とを合わせまして配分が決まっております。本市に関しましては、過去の金額を見ますと、例えば、平成20年度であれば1,800万円程度であったりとかであります、その後、年々、金額的には下がっておりまして、平成24年度以降は現在と同じ1,350万円となっております。

○委員（厚地 覺君）

この金は、従来、牧園と横川が該当したと思うんですけれど、今回、国分の上部にできた水力発

電、これは交付金の対象にはならないわけですか。

○企画政策Gサブリーダー（柳田謙一郎君）

各発電所が交付対象となるかどうかというのは、いろいろ細かい定めがありまして、例えば、建設から15年を経過するとか、それぞれありまして、その件に関しましてはまだ対象となりません。

○委員（厚地 覺君）

予算説明資料の4ページです。路線バス支援事業。これが、昨年は9,791万4,000円で、先日、877万円の減額補正をなされていますけれど、これは、今度1億632万1,000円に増えておりますけれども、何か特別な理由があるわけですか。

○企画政策課長（堀切 昇君）

路線バスにつきましては、この前も説明したとおり、廃止路線代替バス、霧島温泉駅線バス、市街地循環バス、地域間幹線系統確保維持補助というふうに四つの項目からなっております。先日の補正予算につきましては減額というふうにしておったんですが、この事業の算出方法としまして、過去3年の平均値の上昇率を取って、その上昇率を前年度の費用に掛けて算出する方法を当初予算としてとっておりますので、この前の補正予算につきましては、結果として人数が増えて収益が増えたということで、減額したところでございます。そういう形をとっておりますので、あくまでも当初と致しましては、そういう計算方式に則った形です。それと、最後に申しました地域間幹線系統確保維持補助につきましては、これは県のバス対策協議会のほうで算出した金額が、そのままこちらのほうに来ているというふうになっておりますので、御了承ください。

○委員（中村満雄君）

予算説明資料の14ページ、共生協働推進課の最下段、スポーツ施設等整備支援事業についてお伺いしますが、これは霧島が全く無いんですが、この査定というのは、それぞれの地域からの申請があったものを積み上げた結果なんですか。なぜ、霧島は無いんですか。

○共生協働推進課長（西敬一朗君）

この補助事業につきましては、御質問のとおり、昨年中に各地区から要望をお取りしまして、その結果の金額を要求しておりますので、霧島地区が無いということは霧島地区から要望がなかったということになります。

○委員（中村満雄君）

霧島地区の自治会とか公民館が、この補助があるということを知らなかったとかそういうことはありませんか。

○共生協働推進課長（西敬一朗君）

各年度、各地区自治公民館長・自治会長会の際に、補助金等も記載しました資料を一部ずつお渡しさせていただいております。その中にも、このスポーツの補助金のことも記載されておりますので、御存知ないということはないかと思えます。

○委員（中村満雄君）

ほかの地区のやっかみを言うわけではございませんが、福山が127万円もあって、霧島地区が無いというのは非常に残念なんですけれども、なぜ、こんな違いがあるのかということです。

○共生協働推進課長（西敬一朗君）

今、福山地区のことを言われたんですか、福山地区につきましては、グラウンド整備でちょっと金額が大きいものが1件出ております。要望がないということは一通りお持ちだということがあるのかもしれませんが、先ほども申しましたとおり、要望をお伺いした際には、特に出されなかったということでございます。

○副委員長（木野田誠君）

今の件でお伺いします。この事業について、限度額というのはありますか。

○共生協働推進G長（宮田久志君）

スポーツ施設につきましては、スポーツ施設のほうは、補助率が40%で1地区200万円の補助金限

度額となっております。

○委員（前川原正人君）

予算説明資料の3ページで、今回、新規事業でJR国分駅バリアフリー化促進事業ということで、新規事業事前評価表の中では、総工費1億6,290万円なんですけれども、今回はその負担金補助及び交付金ということで支出をするわけなんですけれども、この採択要件というのは、3,000人以上が採択要件というようなこともお聞きをしますけれども、例えば霧島神宮駅とか隼人駅であったりとか、今後の課題が残っていると思うんですけれども、次の展開と言いますか、国分駅はこれで何とか国土交通省も認めて、JRも承諾を得てというふうになるんでしょうけれども、今後の展開という点では、どうなるのか、総体的な部分でお聞きしておきたいと思います。

○企画政策課長（堀切 昇君）

この3,000人になった分につきましても、当初は5,000人以上というのがありました。平成17年当時、そういった協議をしている中で、国分駅は利用者が5,000人いないということで、今回まあ3,000人以上ということで、現在、5,700人くらいの利用者がございますけれど、採択要件になったところでございます。委員のおっしゃる隼人駅については、およそ3,500人の利用者がございますが、そちらにつきましては、隼人駅東の区画整理事業と関連した駅の構想を都市計画課のほうで行なっております。来年度そういった基本計画をするということですので、こういった形になるかが、まだ分からないということから、今回は国分駅だけとなっております。あくまでも霧島神宮駅につきましては、3,000人以上というのが要件ですので、該当しないというふうに考えているところでございます。

○委員（前川原正人君）

それから予算説明資料4ページの新規事業で、霧島市地域公共交通網形成計画推進事業ということで、そのほとんどが協議会への補助金になるわけなんですけれども、要するに、今後、1市6町が合併して10年になって、交通弱者をつくらない、そういうところまでバスを走らせる、公共交通を走らせていくという、理想的な形態にするべきだというふうに思うんですけれども、そういうことも含めた推進事業という理解でよろしいわけですか。

○企画政策課長（堀切 昇君）

本年度、地域公共交通網形成計画を策定中でございます。その中で自治公民館長さんとか学生とかそういった様々な方から、今アンケートをとって集計して、それを基に、この地域計画を作ろうとしているところでございます。来年につきましては、その計画に基づいて、こういった声があるかというのを踏まえまして、利用の少ない地区には座談会に入って、いろんな意見を聞くとか、そういったことも考えているところでございます。

○委員（前川原正人君）

予算説明資料15ページの拡充をするということで地域活性化支援事業、この内容をお示しいただけますか。前のベースがどうであって、今後、どのように拡充をしたかという、その内容をお示しいただけますか。

○共生協働推進課長（西敬一朗君）

地区活性化支援事業につきましては、平成27年度まではそれぞれの地区自治公民館が、単独で行うものについての補助を行っておりました。平成28年度からは、地区自治公民館同志が連携して、イベントを行われるというようなものも対象に含めるというふうに拡充いたしております。

○委員（前川原正人君）

今の説明でいくと、要するに今まではまだ単独だったよと。それが各自治公民館同士で連携をしてやった場合に、その差を付けて、今回、負担金補助及び交付金の額が増えたんだよというそういう理解でよろしいわけですね。

○共生協働推進課長（西敬一朗君）

お尋ねのとおりでございます。

○委員（中村満雄君）

予算説明資料17ページの情報政策課予算について伺います。情報政策課で帳票の印刷をたくさんされると思います。例えば、安心安全課が交通災害共済の印刷物とかあのような印刷費用とかは、それぞれの依頼する部署に振るのか、そういったところを教えてください。

○情報政策課長（西 潤一君）

基本的に、専用用紙については、各主管課のほうで予算化をしているところがございます。汎用的なものについては、情報政策課のほうで一部予算化しているものもございますけれども、基本的には主管課のほうで予算化しているということでございます。

○委員（中村満雄君）

ということは、その帳票の設計とか印刷屋に対する手配とかいったものも含めて、それぞれの主管課に割り振っているということでしょうか。

○情報政策課長（西 潤一君）

お尋ねのとおりでございます。

○委員（中村満雄君）

情報処理の費用というのは、例えば民間の会社でも、我々がこれだけいると言っても、経営者のほうは、何でそんなにたくさんの費用が掛かるんだと。その算定根拠を示せとか、担当者が非常に苦勞するんですが、これが妥当なんですよとしつこく言って、なんとかそのお金をもらおうと。お金をなかなかくれないというところがあったんですが、市の場合は、市長とか部長が、なぜこんなにたくさんのお金が必要なんだという疑問等を受けることがありますか。

○情報政策課長（西 潤一君）

新規業務につきましては、こちらのほうに相談がある場合もございますけれども、新規を除いては、ほとんど同じ版で作成しておりますので、さほど問題にはならないかと認識しております。特に、その御指摘のように、上層部のほうでということは、今まで経験しておりません。

○委員（中村満雄君）

ということは、この情報政策課の予算というのは、その妥当性という点で、高いのではないとかの指摘とか、事務量とか市民に対するサービスとかで、霧島市は異様に高いとか、高いかどうかわかりませんが、近隣との比較をしたことがありますか。

○企画部長（塩川 剛君）

先ほど情報政策課長が申したんですけれども、新規のものについては、その費用対効果等について厳しくチェックしていくという傾向がございます。それから電算関係につきましては、債務負担行為で設定したりとか、長期継続契約で契約をしたりというものが結構ありますので、一回、継続的なものになったものについては、そういった長期契約を結んだりするものですから、あえてそこを何で経費が掛かるんだということも、逆に言えないそういう仕組みのところもありますので、先ほど申しましたとおり、その新規のものについては、費用対効果、本当に必要なかどうかといったところから議論をして、予算化していくという流れになっております。

○委員（中村満雄君）

先ほど申し上げましたが、情報政策課の予算というのは、はたから見たら高いか低いかの評価をなかなかしづらい部分があります。そういったときに、新規の事業はおっしゃいましたが、第三者的なところからの霧島市の情報政策課の情報処理の予算とかは妥当であるとか、そういったこととの検証を試みられたことはありませんか。

○情報政策課長（西 潤一君）

本市におきましても、サポートに当たっているベンダー等があるわけなんですけれども、霧島市同様、近隣の市町村のサポートに入っている業者でございますので、その辺のところは比較しているところがございます。

○委員（新橋 実君）

共生協働推進課にお伺いします。無線・有線放送施設整備支援事業がありますけれども、各地域の整備率というのはわかりますか。

○共生協働推進G長（宮田久志君）

平成27年8月31日現在の数字です。国分地区が46.33%、溝辺地区が88.65%、横川地区が35.53%、牧園地区が95.35%、霧島地区が71.79%、隼人地区が69.34%、福山地区が96.77%となっております。

○委員（新橋 実君）

今回、これだけの予算が入っているわけですが、これをするによって、予算的には大体完了という形なんですか。

○共生協働推進課長（西敬一朗君）

本年の予算につきましては、合併前に各自治体が、無線を整備されていたところの入替えに伴う経費、今年度までが補助率8割という措置をしておりますが、そちらの新規整備分の金額が大きなものとなっております。このコミュニティ無線につきましては、以前、一般質問でもあったのですが、使用できる周波数帯の割当てを国のほうで行うのですが、それが使えなくなったりとかということがあります。そうしますと、今、使っている機械の周波数帯が使えないということになりますと、機械自体は使えるんですけれども使うことによって、各基地局の管理者になっていらっしゃいます地区自治公民館長等が違法に無線を使用しているということになりますので、適応した機種に変えていかなければなりません。一旦、整備すれば終わりというのではなくて、機械ですので、損耗等が生じてきます。ここまで整備すれば、この経費はもう必要ないということではなくて、今後もある程度は発生してくる経費ということになります。

○委員（新橋 実君）

これは国分地区とか隼人地区は6割補助だと思えるんですけれども、どこの地区が8割補助になるのですか。

○共生協働推進G長（宮田久志君）

これが平成28年9月30日までに補助申請を行ったものが80%ということなんですが、対象となる地区が、溝辺地区、横川地区、福山地区の3地区になります。

○委員（新橋 実君）

8割の理由を、もう一回、その中身を詳しく教えていただけますか。

○共生協働推進課長（西敬一朗君）

今申し上げました3地区、こちらにつきましては自治体が無線を整備されていたために、最初の整備のときには、住民の方に負担はございませんでした。御存知のとおり、国分等では6割ということで補助をしていたんですけれども、負担がなかったところに同じように4割の自己負担を求めるのもどうかということで、経過措置ということで、自治体整備をした地区については、特例的に80%の補助を行ったということでございます。

○委員（新橋 実君）

これについては、100%になるまで、8割補助でやるということですか。

○共生協働推進課長（西敬一朗君）

先ほど、グループ長が申しましたとおり平成28年9月30日までに整備をされた分の補助率が80%、それ以降は60%ということになります。6割補助ということで4割は自分で手出しをしないとけないということで、なかなか進んでいかない状況もあると思います。

○委員（新橋 実君）

各地区の整備率は先ほど聞きましたけれども、国分地区は46.33%ということで、今回、予算では1,000万円ぐらいしか補助はないわけですが、まだ後が残るわけですが、市はどういうふうなことを考えていらっしゃるのか、今後の進め方をお聞かせください。

○共生協働推進課長（西敬一朗君）

コミュニティ無線につきましては、そもそも各コミュニティでの情報伝達に使っていただく設備ということになります。霧島市におきましては、防災情報をどのように伝達するかということもございまして、コミュニティ無線を整備されているところには、コミュニティ無線に接続できるようにする費用を、市が全て持つ。それからコミュニティ無線の親機について市が全て持つということで、各地区自治公民館等には子機の購入に関する費用を自己負担で購入いただいているということになります。防災情報の各戸への伝達というところにつきますと、屋外スピーカーを始め、コミュニティ無線への接続、また、最近ではFMの利用ということで、いろいろな手段を持って接続し、皆さんにお伝えできるようにするというところで、総務部のほうでいろいろな経費等を要求しているところですが、コミュニティ無線については、使われているところは、いろいろな連絡について、確かに便利だとおっしゃっております。ただ、設置につきましては、自己負担等もございまして、そういう状況を踏まえながら、それぞれで最終的には判断いただくと。こちらから整備率が100%になるまでコミュニティ無線をお勧めするというところではないんですが、付けられると判断をされたところにつきましては、そちらのスケジュールになるべく沿うように予算のほうも一生懸命掛け合って、何とかそれぞれのスケジュールにあうように要求をさせていただいているという状況でございます。

○委員（新橋 実君）

これは、防災行政無線とつながるわけですので、将来を考えれば、つなげていくべきだと思うんです。だから、市も積極的に4割負担が掛かりますけれども、公民館で金を持っているところなどもあったり、いろいろありますけれども、できるだけ公民館単位で、負担はもちろん掛かりますけれども、進めるような方向でやっていくべきじゃないかといいますよ。部長どうですか。

○企画部長（塩川 剛君）

コミュニティ無線の普及ということでございますけれども、委員がおっしゃるとおり、行政としても、その必要性というのは重々感じております。そういう中で、先ほど課長が申しましたとおり、親機のほうが結構お金のはるものでございます。そちらについては100%補助ということで、その地域の方々への負担の軽減というものは、既に図っているところでございますので、その辺も含めたところで、PRというのもしていかなきゃいけないのかなというふうに考えているところです。

○委員（平原志保君）

国分駅のバリアフリーの関連なんですけれども、前川原委員の質問の答弁のほうで、人数が3,000人にいていない駅でのバリアフリーは考えていないというように聞こえたんですけれども、一応、予定はないというふうに受け取ってよろしいですか。補助がないというのは、もちろん分かるんですけれども、それはあくまでも3,000人というのは、鉄道の会社に3,000人以上のところは造りなさいという義務が発生しているわけで、造ってはいけないということではないんですよね。ですから、必要ならば造らなければならないというふうになっていますので、特に霧島神宮駅などは必要ないんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○企画部長（塩川 剛君）

基本的に設置者はJRということになります。JR自身も経営が大変厳しですので、財源がないと、恐らくしないというふうに考えております。今回の案件につきましても、JRが3分の1、国が3分の1、残りの3分の1を県と市で6分の1ずつということでの財源を行っておりますので、一番ネックになるのは、財源がどうなのかというところじゃないかなと考えているところでございます。

○委員（平原志保君）

財源はもちろんなんですけれども、全てがエレベーターとかエスカレーターで対応すればいいということでもないと思うんですね。霧島神宮駅の場合ですと、線路側のほうから渡るという方法もありまして、そこも信号を一つ移動することで設置が可能だというふうに、JR九州の方と一度お会いして話をしております。移動費だけでも可能かなと思うんですけれども。あと、今回のバリア

フリーの件なんですけれども、平成32年までにホームの柵を造らなければいけないことが、義務化されていると思うんですけれども、そちらは、今回、一緒にやらなくてもよろしいんですか。

○企画政策課長補佐（藤崎勝清君）

ただいまの御質問は、転落防止柵というふうにお受け取りいたしました。転落防止柵につきましては、列車に乗る側の防止柵あるいは外から誰でも入ってこれないように安全対策というものがございますが、基本的にホームにつきましては、転落防止の柵をしますと電車に乗れませんので、線路側には柵は致しません。一方、複線駅につきましては、例えば大隅横川駅ですと、線路が廃止された部分については、転落防止柵というのを、確かに取り付けていらっしゃる箇所はあります。これにつきましては、先ほど部長から答弁がありましたとおり、列車に対する安全対策、構内における安全対策ということですので、これは市に負担を求めるものではなく、当然、運営者側のJRが行うべきであると解しております。それから、今回の国分駅につきましても、先ほど、これにつきましては、高齢者・障害者等の移動の円滑化の促進に関する法律に基づくということで、3,000名以上という基準に基づいて、今回、県内でも鹿児島、始良、上伊集院の3駅ということで、国の補助を活用しながら鹿児島県でも順次やっていこうというふうになっております。先ほど申されました、霧島神宮駅につきましてはインバウンド対策ということで、外国のお客様も多く来られます。その意味でも、霧島市としてはJR側にエレベーターの設置、場合によってはクルーズトレインが停車して、霧島神宮駅から霧島を観光して、妙見のホテルに移動するというルートの懸案もありましたが、そこまで進む中で、JRが負担に至っていないという経緯がございます。霧島温泉駅あるいは今後の隼人駅、霧島神宮駅を含めまして、バリアフリープラスユニバーサルデザイン化ということで、交通体系の充実の一つとして、今後、市から県あるいは国、JRに働きかけていくべき事項だと考えているところでございます。

○委員（前川原正人君）

予算説明資料11ページの移住定住促進補助事業で、これは先の本会議で上程をされました議案第20号を受けて拡充というふうに思うんですけれども、移住定住補助金の当初申請分2,230万円、そして同じく最終申請分2,675万円ということになってはいますが、この算定はどのような根拠なのか、お示しいただけますか。

○共生協働推進課長（西敬一朗君）

中山間地域の件数につきましては、過去の数値を参考にして計上しております。それから、新たに設けます市街地に係る増改築、中古住宅取得につきましては、これという数字があるというわけではないんですが、過去数年間、毎年、国分・隼人地区で新築が200軒ございます。中古住宅の動向ということですので、そのまま、その数字が使われるわけではありませんが、一応、その10分の1程度ということで、数字を考えております。

○委員（前川原正人君）

拡充をして、何とか人口対策をということで、そのために移住のPRをしたり、体験事業をしたり、そして、イベント等の参加事業をやったりということで促進をしていこうというのが見てとれるわけですが、その問題は、例えば、有効活用できる空き家がどれだけあって、それをどう紹介するのかっていうことが、一番ネックになってくると思うんですね。ただアピールだけやって、あとは自分で探さないではなくて、それを担う部署がないと、できる部分とできない部分がありますけれど、有効的な活用というのは、どのような取組方法を考えていらっしゃいますか。

○共生協働推進課長（西敬一朗君）

先の一般質問でも空き家バンクということについてありました。空き家の実態調査そのものは、建築指導課のほうで行っておりますが、あちらの事務分掌は特定空き家ということで、なかなか健全な空き家までは、作業をされていないのが実際でございます。現在、本市の移住定住のホームページから、宅建協会、不動産協会の物件にリンクできるようにしておりますけれども、こちらも圧倒的に国分・隼人の物件の情報が多いというところは、私どもも把握しております。先の一般質

問の中で、市長が作業をさせますというふうに答弁いたしましたが、中山間地域の物件についても移住を考えられる方には、御紹介できるような方法を取っていきたいと考えているところです。

○委員（前川原正人君）

確認の意味でお聞きをするんですが、この年齢対象は60歳未満とかそういう年齢要件というのは、どうなっていますか。

○共生協働推進課長（西敬一朗君）

年齢要件につきましては、現在、行っております第2期の補助制度と同じく60歳未満ということで、第3期も行うこととしております。

○委員（前川原正人君）

そうすると、これまで移住定住空き家活用補助制度というのがあったはずですね。これは対象年齢が40歳未満だったんですよ。40歳未満の条件が付してあったわけですけど、従前の制度でしたけれども、これはもうなくなるという理解でよろしいですか。

○共生協働推進課長（西敬一朗君）

ただいま、お尋ねになりましたのは家賃補助が40歳未満、若い方に中山間地域においていただきたいということで、平成27年度の単年度事業として行いました。逆に先ほど申しましたとおり60歳未満ということですので、家賃補助につきましても、その要件は変えておりませんので、枠が広がったということでございます。もう一つ単年度で行ってまいりました空き家の所有者に対する改修等の補助というのは、一旦、今回は整理をさせていただきます。家賃補助については、条例の経過措置でも、現在受けられている方は、新しい条例で受給されているものとみなすという適用措置を入れておりますので、今受けられている方も十二月になるまでは、新制度でも補助できるということにしております。

○副委員長（木野田誠君）

今の関連ですけれども、その空き家の有効活用を図るということであるわけですが、共生協働推進課としては、この前、一般質問したんですけれども、借りる人と借りたい人の中間に立つというような考え方でいいわけですね。

○共生協働推進課長（西敬一朗君）

先ほど、前川原委員の質問にお答えしましたが、考えておりますというのは、先ほど申しましたとおり、一般質問の際に、市長が行わせますと答弁しておりますので、いわゆる空き家バンクだってお考えいただければ結構です。こちらに向けて準備を進めたいと思います。

○副委員長（木野田誠君）

その空き家は、当然ながら人は住んでいなかったわけですから、古びているでしょうし、その補修は貸す人がしてもらってからの話だということによろしいですか。

○共生協働推進課長（西敬一朗君）

どんな家を探されているかというのは、その移住を検討されている方の価値観もそれぞれでありまして、例えば、本当に朽ちかけの家を安くで手に入れて、自分で好きなように手を掛けていきたいとおっしゃる方もいらっしゃるし、もちろん最初からある程度、水洗化であったりとかという方もいらっしゃるかもしれません。傾向としては、中古若しくは空き家ということであれば、御自分の好きなように手を加えたいと考えられる方のほうが多いのかなという感触でございます。新しいそのマッチングの中では、基本、現状で登録を希望される方から、その空き家に関する情報を頂くことになるのかなと考えております。その登録に際して、補修をしてくださいうんぬんという条件付けまでは考えておりません。

○副委員長（木野田誠君）

結局、現状のままで見ていただいて、気にいったら借りてもらおうと。貸してあげると言えばおかしですけど、そういう形になるということによろしいですか。

○共生協働推進課長（西敬一朗君）

おっしゃるとおり、基本的には現状物件を御紹介するということで考えております。

○委員（時任英寛君）

今、移住定住の空き家対策なんですけれども、空き家バンクを市長が整えるということなんですけれども、宅建法との絡み。今、木野田委員の質問で、早く言えば、仲介をするというふうに認識していいかと、そういうことだということなんですけれども、法的には疑義が生じてくる部分があると思うんですよね。実際の話が、賃貸契約になっていきますと、これは様々な条件もまた出てまいりますので、実際、どこまで踏み込んで、市がこの事業を推進されるのか。単純にその空き家を賃貸で借りられたら、この補助金制度がありますよと。不動産協会、宅建協会ですよね。ここの方々には御存知であれば、その手続をできるという程度でやらないと、実際、現地案内から何でも職員がしていても、とてもじゃないです。そのPR的なもの、東京とか大阪に行って、移住定住のPRは職員が出て行って、全体的なものとしてはしていくと思うんですけれども、実際、物理的に可能なのかという疑義が生じておりますが、いかがでしょうか。

○共生協働推進課長（西敬一朗君）

ただいまお尋ねにありましたとおり、私ども宅建の資格も持っておりません。例えば、売買ということになりますと、重要事項の説明というような法で求められている行為もございます。他の自治体での空き家バンクの進め方というのは、登録を希望される方が、市に情報をお寄せいただきました後は、宅建協会なり不動産協会になりに担当として、その物件に張り付いていただきまして、実際に物件の案内等は、宅建協会なり不動産協会が行われて、ただし、そこで担当をしていただきますので、売買等の成約の場合には、手数料をお支払いいただき、契約をしていただく。そこについては、本職の方がされますので、法律等の求めには満たしていくものと、他の自治体はそのようなやり方ということですので、私どもも専門家にお願いしていただく形を考えているところでございます。

○委員（時任英寛君）

その辺りの線引きをピシャッとしておかないと、あとあとの問題が出てくると思います。先進地事例等を精査されて、この条例も提出をされたと思われま。先ほど答弁でありましたように、どうしても不動産会社の方々、宅建協会の方々、出やすい物件を扱いたいわけでありまして、中山間地におきましては、なかなか動かない物件もそれを抱え込むと。管理費等は要らないんですけれども、案内をしたり、紹介するときは付いて行かれますので、ある程度それなりの経費というのは発生する。となりますと、やはり中山間地の物件については、なかなか手を上げていただけないというような状況も発生しますので、その辺りをしっかりと宅建協会と整理ができていますのか、条例も出ているわけなんですけれども、いかがでしょうか。

○共生協働推進課長（西敬一朗君）

本市の附属機関である空き家対策協議会のほうに、宅建協会の県の副会長さんもいらっしゃいます。私どもとしてはオフィシャルにお話を持っていったところではございませんけれども、始良市等の状況とかをお聞かせいただいて、お話しは具体的ではございませんけれども、少しずつさせていただいているというような状況でございます。

○委員（新橋 実君）

予算説明資料4ページですけども、新規となっておりますけれども、霧島市地域公共交通網形成計画推進事業、これは平成27年度もあつたわけなんですけれども、新規になったんですか。

○企画政策課長（堀切 昇君）

この事業につきましては、公共交通網形成計画、これは平成27年度ですけども、この計画のあとに推進という言葉が入っております。公共交通網形成計画につきましては、一定の方向性を決めるということで、現在、執り行っているところがございますけれども、平成28年度のこの推進事業につきましては、先ほど申しましたように、方向性を決めるのに対しまして平成28年度につきましては、実務的な個別具体の路線とか運行管理とかを決めるということで、具体的なものを取り決めて

いくということにしているところでございます。

○委員（新橋 実君）

コミュニティーバス、デマンド交通が今走っているわけですがけれども、満員で走っているところを、ほとんど見たことがないような状況です。市民の方からいろいろな話があると思うわけですがけれども、いろいろな形で話し合いを持たれていると思いますけれども、現在、走っているコミュニティーバスは、昨年と同じ形態で走るという理解でいいですか。

○企画政策課長補佐（藤崎勝清君）

結論から申し上げますと、本年度につきましては、昨年と同じ形態で運行いたします。というのが、運行路線等の変更に関しましては、当然、運輸局等の許可の手続き、当然、予算も絡んでいきます。そういうことで、まず、平成27年度につきましては、どのような方向性で今後、路線を作っていくのか、先ほど言われましたデマンドの検証。デマンドについても、以前、一般質問もありましたけれども、ドア・ツー・ドアというような方向性が見出せないのか。今、御意見のありました空白地帯というふうにバスに乗っていらっしやらないところをバスを無くしていくのか、あるいはデマンド交通に切り替えていくのか、そのデマンド交通に切り替えることについて、地元の皆さんに御抵抗がないのか、あるいはもう一つ付け加えておくべきことは、今、乗っていないから廃止するのではなくて、乗っていらっしやらない方々の御意見を聞いて、どうしたら乗っていただくような路線にしていくべきなのかと、この三つの方法を考えるのが平成28年度でございます。それをできれば秋ぐらいまでにまとめて、それに基づく路線変更の手続に入った上で、次の年度に必要な事項の路線変更に関する予算計上等が積算でまとまってくるというような計画で、若干遅いというふうに思われるかもしれませんが、平成27年度は利用していらっしやる方々の御意見を伺いました。平成28年度が利用されていない方が、なぜ利用されていないのかという、そこに踏み込んだ形での次の展開に進みたいと考えているところです。

○委員（新橋 実君）

そうなんですよね。そこが一番大事なんですよね。なぜ利用されないのか。乗っても、これは意味がないというような形のものが、本当に今走っている路線がいいのかということも含めて、どこを起点にするのかとかそういった意見を聞いてほしい。私は本当にそう思います。そういったことを今後踏まえていただいて、今年度でそういう話を聞いたときに、平成29年度には、運輸局の許可とか、そういったものまで含めてできるのかどうか、平成29年度から当たり前に、そういう意見が反映されて、アンケートなどを取られて、それが走り出すようになるのか、そこはどうなんですか。

○企画政策課長補佐（藤崎勝清君）

補正予算のときも御質問があったかと思いますが、この会議の中には九州運輸局であり、バス事業者であり、タクシー事業者であり、それから住民の方々であり、それが許認可も含めあるいは運行形態を変えるに当たっては、関係する方々に全て入っていただいております。そういった意味では運行形態を変えるに当たっては、皆さんの同意を基に進めていくので、その点ではスムーズに進むのかなと思っております。ただし、どうしてもバスを優先あるいはタクシーを優先とすると、いずれかのほうに負担あるいは民業圧迫というようなものも見えてきますので、今後そういったことも含めて、総合的に判断していく必要があるかと思っております。

○委員（新橋 実君）

今、超高齢化社会と言われておりますけれども、車に乗らなくてもいいような方が、車に乗らないと、どうしても行けないところが、結構あるわけです。そういった方の車離れを進めるためにも、このバスが必要だと思っております。そのためにも、できるだけそういった交通弱者の方からアンケートも取ったりして、声を聞いていただいて、ぜひともすばらしい交通体系を作っていただきたいと、部長お願いしておきますので、よろしいでしょうか。

○企画部長（塩川 剛君）

ただいま、課長補佐が申しましたような方向で検討してまいりたいというふうに考えております。

○副委員長（木野田誠君）

ふるさと納税についてお伺いいたします。以前もお伺いしたんですけれども、平成27年中にお礼として送られた品物を多い順番に何点か教えていただけたらと思います。それと、納税額が比率的に、大体どれぐらいの金額が一番多かったか教えていただきたいと思います。

○共生協働推進課長（西敬一朗君）

お礼の品の件数の多かったものからお答えします。一番多かったのが、牛肉・豚肉が650件。次が焼酎で416件。次がブルーベリーで388件。次が黒豚だけということになりますが、327件。次が、野菜等308件等々ございました。2月15日までの段階で、全部で6,066件のお礼の品の発注がございまして、先ほど申した数値がそのうちの多いものということ、上位10品で見ても、肉系が6,066件のうち1,370件強ありまして、全体で22.6%ぐらい。野菜系が740件程度で12%ちょっとということで、やはり、肉が多いです。寄附金額の分布なんですけど、一番多いのは1万円から1万9,999円までの寄附金額で、5,358件中2,314件が1万円から2万円未満ということになっています。その次が、2万円から3万円未満1,551件。1万円帯と2万円帯で3,800件強ということになっております。

○副委員長（木野田誠君）

計算をすればすぐ出るんでしょうけれども、このお礼の品物の総額は幾らになりますか。

○共生協働推進課長（西敬一朗君）

先ほど申しました2月末の時点で頂いた寄附金額が1億4,983万1,487円でございます。霧島市は還元率30%ということですので、こちらをに0.3を掛けますと4,494万9,446円、約4,500万円。あるいは数字で言いますと、1億5,000万円に対しての4,500万円がお礼の品として発注されるということになります。

○委員（前川原正人君）

これまでの予算の中には、地域審議会の運営事業ということで、予算計上があって、今回、ちょっと見当たらないわけですが、一応、合併協議会の中での一つの約束事としても、おおむね10年ということになっているわけですが、この地域審議会の予算というのは、もうどこにも出てこないということは、なくなるという理解でよろしいですか。

○共生協働推進課長（西敬一朗君）

地域審議会につきましては、各地区の地域審議会での決議ということで、平成28年3月31日をもって廃止するとされておりますので、地域審議会としての予算は計上いたしておりません。

○委員（前川原正人君）

約束事ですので、おおむね10年ということの一つの区切りなんだろうけれども、そうするとこれまでの地域審議会であった、そういう組織的な部分はなくなるんでしょうけれど、地域の実情を聞くというそういう一つ手法というか、それに代わるものもないと。議会があるからいいんじゃないのというようなことにもなるんでしょうけれど、地域審議会的なそういう組織というものは、なくなるというそういう理解でよろしいわけですね。

○共生協働推進課長（西敬一朗君）

先ほど言いました各地区の地域審議会では、全市的な課題について、各地区代表者等から構成される会議を設置されたいという決議も同時にされております。全市的な課題について、各地区の意見を聞くというのは、ちょっと論理的にどうかなと思いますので、これまでのように、各地区にそれぞれ置くということは、今後はないと。全市的な課題というものにつきましても、それぞれの分野につきましては、附属機関であったり、市長の私的諮問機関であったり、いろいろな意見を聴く組織がございまして、そちらと重複しないような形を考えると考えております。

○委員長（常盤信一君）長

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで企画部関係の質疑を終わります。以上で本日予定をしております審

査をすべて終了いたしました。明日の審査も午前9時から行います。本日はこれで散会します。

「散 会 午後 4時51分」